

こ成事第466号
令和5年8月22日
こ成事第12号
令和6年1月18日
こ成事第620号
令和6年9月9日
こ成事第776号
令和6年12月25日
こ成事第497号
令和7年9月19日

各 都道府県知事
指定都市市長 殿
中核市市長
市区町村長

こども家庭庁長官
(公印省略)

就学前教育・保育施設整備交付金の交付について

標記の交付金については、別紙「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、令和5年4月1日から適用することとされたので通知する。

別紙

就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱

（通則）

- 1 就学前教育・保育施設整備交付金（以下「交付金」という。）については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和 5 年内閣府令第 41 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この交付金は、保育所、認定こども園、小規模保育事業所又は乳児等通園支援事業所の新設、修理、改造又は整備に要する経費（小規模保育事業所の場合、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定により選定された選定事業者が、同法第 14 条第 1 項の規定により整備した施設を市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が買収する場合を含む。）、並びに保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所又は乳児等通園支援事業所の防音壁の整備及び保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所又は乳児等通園支援事業所の防犯対策の強化に係る整備に要する経費の一部に充てるために国が交付する交付金であり、もって、こどもを安心して育てることが出来る体制の整備を促進することを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この交付金は、こどもを安心して育てることが出来る体制を確保するために市町村が策定する市町村整備計画（都道府県が設置する認定こども園の場合にあっては都道府県が策定する整備計画。以下「整備計画」という。）に基づいて実施される保育所、認定こども園、小規模保育事業所又は乳児等通園支援事業所に関する施設整備事業、防音壁設置計画（以下「設置計画」という。）に基づいて実施される保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所又は乳児等通園支援事業所の防音壁整備事業（以下「防音壁整備事業」という。）及び防犯対策強化整備計画（以下「防犯計画」という。）に基づいて実施される保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所又は乳児等通園支援事業所の防犯対策強化整備事業（以下「防犯対策強化整備事業」という。）に交付する。

（定義）

- 4 この交付要綱において「保育所」、「認定こども園」、「小規模保育事業所」、「乳児等通園支援事業所」、「防音壁整備事業」、「防犯対策強化整備事業」とは、次の表に定める施設又は事業をいう。

区分	定義
保育所	・ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所（同法第 56 条の 8 に規定する公私連携型保育所を含む。以下この項において同じ。） ・ 平成 10 年 4 月 9 日児発第 302 号厚生省児童家庭局長通知「保育所分園の設置運営について」に基づき設置する保育所分園
認定こども園	・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」）という。）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園（認定こども園法第 34 条に規定する公私連携幼保連携型認定こども園を含む。） ・ 認定こども園法第 3 条第 1 項に基づく認定を受けたもの又は第 3 項の認定を受けたもの及び同条第 11 項による公示がなされたもの ・ 認定こども園法第 3 条第 1 項に基づく認定を受けることができるもの又は第 3 項の認定を受けることができるもの及び同条第 11 項による公示がなされ得るもの ・ 平成 28 年 8 月 8 日府子本第 555 号・28 文科初第 682 号・雇児発 0808 第 1 号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取扱いについて」に基づき設置する幼保連携型認定こども園分園・保育所型認定こども園分園・幼稚園型認定こども園分園
小規模保育事業所	・ 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する事業を行う事業所
乳児等通園支援事業所	・ 児童福祉法第 6 条の 3 第 23 項に規定する事業を行う事業所
防音壁整備事業	・ 近隣住民等への配慮から防音対策を必要とする保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所又は乳児等通園支援事業所の防音壁設置に係る費用の一部を補助する事業
防犯対策強化整備事業	・ 施設の防犯対策を強化する観点から保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所又は乳児等通園支援事業所の防犯対策の強化に係る費用の一部を補助する事業

5 この交付要綱において「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。ただし、公立の認定こども園の施設整備に関しては、別表 1－6 又は別表 1－7 に定めるところによるものとする。

種類	整備区分	整備内容
新設	創設	・新たに保育所、認定こども園、小規模保育事業所又は乳児等通園支援事業所を整備すること。 （地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を活用して、定員 30 名までの小規模な保育所を整備する事業を含む。）
修理	大規模修繕等	・既存施設について、令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 426 号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」に準じて整備すること。 ・地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業（以下「耐震化等整備事業」という。）のうち、改築整備を除く事業においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。 ① 給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ② その他必要と認められる上記に準ずる工事
	耐震診断	・耐震化整備を行うことを予定している既存施設について、事前に耐震診断を行うこと。
改造	増築	・既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。 ＊ノンコンタクトタイムスペースの整備を目的とする場合に限り、定員の増員は不要とする。
	増改築	・既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。 ＊ノンコンタクトタイムスペースの整備を目的とする場合に限り、定員の増員は不要とする。
	改築	・既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。 ・耐震化等整備事業のうち、改築整備をすること。 ＊改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とすることができる。 ＊地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備（増改築及び改築）については、令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 430 号こども家庭庁成育局長通知「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」に準じて取り扱う。

整備	老朽民間児童福祉施設整備	・ 社会福祉法人が設置する施設について、令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 431 号こども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」に準じて改築整備（一部改築を含む。）をすること。
	防音壁整備	・ 近隣住民の生活環境の保全が見込まれる防音壁の整備（市町村が必要性を認めたものに限る。）
	防犯対策の強化に係る整備	・ 防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構等の設置・修繕等必要な安全対策に係る整備

6 交付金の交付の対象となる施設整備事業は、次の表の①の施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠（(2)のイ公立認定こども園、(4)乳児等通園支援事業所、(5)防音壁を設置する施設及び(6)防犯対策の強化に係る整備を行う施設を除く。）により、③欄に定める設置主体が設置する施設に係る施設整備事業に対し、市町村が行う補助事業（(2)のイ、(3)及び(4)のうちの公立施設については、地方公共団体が実施する施設整備事業）とする。

①施設の種類	②設置根拠	③設置主体
(1) 保育所	児童福祉法第 35 条第 4 項及び同法第 56 条の 8 第 3 項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人 （以下「社会福祉法人等」という。） ただし、「保育提供体制の確保のための実施計画」の「待機児童対策」又は「人口現象対策」の採択を受けている市町村は、市町村が認めた者（公立施設を除く。）とする。
(2) ア 私立認定こども園	認定こども園法第 3 条第 2 項第 1 号、同条第 2 項第 2 号、同条第 4 項第 1 号、第 17 条第 1 項及び第 34 条第 3 項	社会福祉法人又は学校法人 ただし、「保育提供体制の確保のための実施計画」の「待機児童対策」又は「人口現象対策」の採択を受けている市町村は、市町村が認めた者（公立施設を除く。）とする。
(2) イ 公立認定こども園（幼稚園部分に限る。） （ただし、認定こ	—	地方公共団体

ども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園並びに第3条第1項又は第3項の認定を受けた幼稚園及び同条第11項の公示を受けた幼稚園に限る。)		
(3) 小規模保育事業所	児童福祉法第34条の15第1項及び第2項	市町村が認めた者(公立施設を含む。)
(4) 乳児等通園支援事業所	—	市町村が認めた者(公立施設を含む。)
(5) 防音壁を設置する施設	—	本表「①施設の種類」の(1)(2)ア(3)(4)に応じた「③設置主体」
(6) 防犯対策の強化に係る整備を行う施設	—	本表「①施設の種類」の(1)(2)ア(3)(4)に応じた「③設置主体」

(交付金の対象除外)

7 この交付金は、次に掲げる費用については対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合を除く。)に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 防音壁整備事業における、防音以外を目的とした整備に要する費用
- (5) 防犯対策強化整備事業における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用
- (6) その他施設整備として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

8 この交付金は、市町村に対し、整備計画、設置計画又は防犯計画(以下「整備計画等」

という。)に記載された施設整備事業に要する経費に充てるために交付するものとし、その交付額は次により算出するものとする。

ただし、算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

なお、6 の (2) のイについて、都道府県が直接施設整備事業を実施する場合に限り、都道府県に対して交付するものとする。この場合、11 から 18 までにおいて、市町村が行う必要のある事務は都道府県が行うものとする。

(1) 6 の (1) の事業

- ① 「保育提供体制の確保のための実施計画」の「待機児童対策」の採択を受けている市町村(財政力指数が 1.0 未満の市町村であって、整備を行う年度(以下「整備年度」という。)の 4 月 1 日現在の待機児童数が 10 人以上見込まれる市町村に限る。)が策定する整備計画に基づく施設整備事業(創設、増築、増改築及び老朽民間児童福祉施設整備(現在定員から 20 名以上の増員を図るための整備に限る。))に限る。)

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、別表 2-1 で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1 で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表 1-8 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

- ② 「保育提供体制の確保のための実施計画」の「人口減少対策」の採択を受けている市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業(施設の統廃合や多機能化に伴う整備であって、創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備に限る。)

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、別表 2-1 で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1 で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表 1-8 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

- ③ ①及び②以外の場合

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、別表 1-2、別表 1-3、別表 2-2 で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、別表 1-2、別表 1-3 で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表 1-8 に定める国の負担割合を乗じた

額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(2) 6の(2)のアの事業

- ① 「保育提供体制の確保のための実施計画」の「待機児童対策」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村であって、整備年度の4月1日現在の待機児童数が10人以上見込まれる市町村に限る。）が策定する整備計画に基づく施設整備事業（創設、増築、増改築及び老朽民間児童福祉施設整備（現在定員から20名以上の増員を図るための整備に限る。）に限る。）

ア 幼保連携型認定こども園に係る市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業
(7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、当該認定こども園における保育を実施する部分（以下、「保育所部分」という。）及び教育を実施する部分（以下、「教育部分」という。）について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表2-1、別表2-2で定める基準により算出した基準額をそれぞれ合計した額を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分のみに係る場合は、教育部分の算出は不要とする。

(イ) 保育所部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-8に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。教育部分も同様に算出し、それぞれを合計する。なお、当該整備事業が保育所部分のみに係る場合は、教育部分の算出は不要とする。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(7)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 保育所型認定こども園に係る市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業

(7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、保育所部分及び教育部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表2-1、別表2-5で定める基準により算出した基準額をそれぞれ合計した額を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分のみに係る場合は、教育部分の算出は不要とする。

(イ) 保育所部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-8に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。教育部分も同様に算出し、それぞれを合計する。なお、当該整備事業が保育所部分のみに係る場合は、教育部分の算出は不要とする。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(7)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

- ② 「保育提供体制の確保のための実施計画」の「人口減少対策」の採択を受けている市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業（施設の統廃合や多機能化に伴う整備であって、創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備に限る。）

ア 幼保連携型認定こども園に係る市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業

(7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、当該認定こども園における保育所部分及び教育部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表２－１、別表２－２で定める基準により算出した基準額をそれぞれ合計した額を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分のみに係る場合は、教育部分の算出は不要とする。

(イ) 保育所部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。教育部分も同様に算出し、それぞれを合計する。なお、当該整備事業が保育所部分のみに係る場合は、教育部分の算出は不要とする。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(7)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 保育所型認定こども園に係る市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業

(7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、保育所部分及び教育部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表２－１、別表２－５で定める基準により算出した基準額をそれぞれ合計した額を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分のみに係る場合は、教育部分の算出は不要とする。

(イ) 保育所部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。教育部分も同様に算出し、それぞれを合計する。なお、当該整備事業が保育所部分のみに係る場合は、教育部分の算出は不要とする。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(7)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

③ ①及び②以外の場合

ア 幼保連携型認定こども園に係る市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業

(7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、保育所部分及び教育部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表１－３、別表２－２で定める基準により算出した基準額をそれぞれ合計した額を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分又は教育部分のいずれかに係る場合は、その該当する別表で定める基準により算出した基準額を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表１－３で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(7)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 保育所型認定こども園に係る市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業

(7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、保育所部分及び教育部分につ

いて、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表１－３、別表２－２、別表２－５で定める基準により算出した基準額をそれぞれ合計した額を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分又は教育部分のいずれかに係る場合は、その該当する別表で定める基準により算出した基準額を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表１－３で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ 幼稚園型認定こども園に係る市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、保育所部分及び教育部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表１－３、別表２－２、別表２－５で定める基準により算出した基準額をそれぞれ合計した額を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分又は教育部分のいずれかに係る場合は、その該当する別表で定める基準により算出した基準額を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表１－３で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(3) 6の(2)のイの事業

別表１－６又は別表１－７に定める算定方法により事業ごとに算出した配分基礎額に算定割合を乗じた額と事業に要する経費の額に算定割合を乗じた額とを比較して少ない方の額の総和に事務費を加えた額を交付額とする。

別表１－６又は別表１－７に定めるところにより配分基礎額を算定する場合の学級数に應ずる必要面積、園児１人当たりの基準面積その他建物の基準面積、その他必要な事項については、当分の間、「公立学校施設費国庫負担等に関する関係法令等の運用細目」(平成18年7月13日付け18文科施第188号文部科学大臣裁定)の幼稚園における取扱いと同様のものとする。

別表１－６又は別表１－７に定める事業の概要、交付対象経費の上限額及び下限額、その他必要な事項については、当分の間、「令和6年度学校施設環境改善交付金の事業概要について(通知)」(令和6年3月29日付け5施施助第51号)の幼稚園における取扱いと同様のものとする。

別表１－６又は別表１－７に定めるところにより配分基礎額を算定する場合の1平方メートル当たりの建築の単価等は別途通知する。

別表１－６及び別表１－７に定める対象となる経費は、その種目が本工事費及び附帯

工事費（買収その他これに準ずる方法による取得の場合にあつては買収費とする。）であるものとする。

事務費は算定した交付対象経費に 100 分の 1 を乗じて算定する。

（４） ６の（３）の事業

- ① 「保育提供体制の確保のための実施計画」の「待機児童対策」の採択を受けている市町村（財政力指数が 1.0 未満の市町村であつて、整備年度の 4 月 1 日現在の待機児童数が 10 人以上見込まれる市町村に限る。）が策定する整備計画に基づく施設整備事業（創設、増築、増改築及び老朽民間児童福祉施設整備（現在定員から 10 名以上の増員を図るための整備に限る。）に限る。）

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1－1、別表 2－8 で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1－1 で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表 1－8 で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

- ② 「保育提供体制の確保のための実施計画」の「人口減少対策」の採択を受けている市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業（施設の統廃合や多機能化に伴う整備であつて、創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備に限る。）

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1－1、別表 2－8 で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1－1 で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表 1－8 で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

- ③ ①及び②以外の場合

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1－1、別表 1－2、別表 1－3、別表 2－9 で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1－1、別表 1－2、別表 1－3 で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表 1－8 で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

（５） ６の（４）の事業

- ① 「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択を受けている市町村が策定する

整備計画に基づく施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表１－３、別表２－１２で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表１－３で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

② ①以外の場合

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表１－３、別表２－１３で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表１－３で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

（６）６の（５）の事業

① 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－４で定める基準額を交付基礎額とする。

② 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－４で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

③ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、①により算出した額と②により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

（７）６の（６）の事業

① 門、フェンス等の外構の設置、修繕等の場合

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－５の第３欄のアで定める基準額を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－５で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

② 非常通報装置等の設置の場合

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－５の第３欄のイで定める基準額を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－５で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

（国の財政上の特別措置）

９ 次の表に掲げる施設整備事業に係る交付金の交付額の算定にあつては、次により算定するものとする。ただし、対象となる「保育所」、「私立認定こども園」、「小規模保育事業所」及び「乳児等通園支援事業所」が豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 1 項第 3 号に規定された離島のいずれかに所在する場合、８の（１）（２）（４）（５）、９の（２）（３）の算定にあつては、算出された基準額に対して、0.08 を乗じて得られた額を加算し、交付基礎額を算出するものとする。なお、公立の認定こども園の施設整備については、別表 1－6 又は別表 1－7 に定めるところによる。

（１）次の表の①に掲げる施設整備事業

①「保育所」、「小規模保育事業所」及び「乳児等通園支援事業所」

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 2－3、別表 2－10、別表 2－14 で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに別表 1－1 で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表 1－８で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

②「認定こども園」

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、保育所部分及び教育部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 2－3、別表 2－6 で定める基準により算出した基準額の合計をそれぞれ合計した額を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分又は教育部分のいずれかに係る場合は、その該当する別表で定める基準により算出した基準額を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに別表 1－1 で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表 1－８で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(2) 次の表の②③に掲げる施設整備事業

①「保育所」、「小規模保育事業所」及び「乳児等通園支援事業所」

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表２－４、別表２－１１、別表２－１５で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに別表１－１で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

②「認定こども園」

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、保育所部分及び教育部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表２－４、別表２－７で定める基準により算出した基準額の合計をそれぞれ合計した額を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分又は教育部分のいずれかに係る場合は、その該当する別表で定める基準により算出した基準額を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに別表１－１で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(3) 次の表の④⑤に掲げる施設整備事業

①「保育所」、「小規模保育事業所」及び「乳児等通園支援事業所」

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表２－１、別表２－２、別表２－４、別表２－８、別表２－９、別表２－１１、別表２－１２、別表２－１３、別表２－１５で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに別表１－１で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする

②「認定こども園」

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表２－１、別表２－２、別表２－４、別表２－５、別表２－７、別表２－８で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分又は教育部分のいずれかに係る場合は、その該当する別表で定める基準により算出した基準額を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに別表１－１で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の

額の合計に別表 1－8 で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

①	沖縄振興特別措置法第 4 条第 1 項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合
②	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業及び附則第 5 条に基づく事業として行う場合
③	山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 8 条第 1 項に規定する山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）第 14 条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第 11 条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前 3 か年度内の各年度に係るものを合算したものの 3 分の 1 の数値が 0.4 未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。））
④	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 12 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づき政令で定める施設
⑤	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 11 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第 4 号に基づき政令で定める施設

（経過措置）

10 当面の間、8 の（１）①（２）①（４）①については、次の（１）又は（２）に該当するものとして実施計画の採択を受けた市町村（財政力指数が 1.0 未満の市町村又は財政力指数が 1.0 以上であって、整備年度の 4 月 1 日現在の待機児童数が 10 人以上、かつ当該年度の保育拡大量が 90 人以上の市町村に限る。）が策定する整備計画に基づく施設整備事業（創設、増築、増改築及び老朽民間児童福祉施設整備（現在定員の増員を図るための整備が含まれている場合に限る。）に限る。）であって、原則として、「保育提供体制の確保のための実施計画」上、施設整備を行う保育所等が所在する保育提供区域において整備年度又は整備年度の次年度の 4 月 1 日時点の申込児童数が整備年度の 4 月 1 日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分（「0 歳児」、「1，2 歳児」及び「3 歳以上児」の 3 区分。以下同じ。）の利用定員総数が増加する施設整備事業が含まれるものとして差し支えない。

（１）待機児童が 1 人以上見込まれる市区町村（財政支援を受けないことにより待機児童が 1 人以上見込まれる場合を含む。）

（２）待機児童が見込まれない場合であっても今後潜在的なニーズも含め保育ニーズの増大が見込まれる市区町村

（交付金の概算払）

- 11 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合において、国の支払計画承認額の範囲内において概算払することができるものとする。

(交付の条件)

- 12 この交付金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容のうち、整備計画等に記載された建物等の用途を変更する場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。
- (2) 整備計画等に記載された事業を中止又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。
- (3) 整備計画等に基づく事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) この交付金に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (5) この交付金の交付と対象経費を重複して、国庫補助を受けてはならない。
- (6) 市町村は社会福祉法人等の事業者に対してこの交付金を財源の一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア (1)～(3)に掲げる条件

この場合において、「地方厚生（支）局長」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

イ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価額が単価30万円以上の機械及び器具及びその他財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで市町村長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

ウ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

エ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙7の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市町村長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町村に返還しなければならない。

(7) (6) により付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認又は指示を受けなければならない。

(8) 事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税又は地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(9) 事業者が(6) により付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（申請手続）

13 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 東京都及び神奈川県以外

ア 市町村の長は、別紙1の様式による申請書に関係書類を添えて、道府県知事が定める日までに道府県知事に提出するものとする。

イ 道府県知事は、別紙1の申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後適正と認めたときは、地方厚生（支）局長が別に定める日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

(2) 東京都及び神奈川県

ア 市町村の長は、別紙1の様式による申請書に関係書類を添えて、都県知事が定める日までに都県知事に提出するものとする。

イ 都県知事は、別紙1の申請書を受理したときは、関東信越厚生局長が別に定める日までに関東信越厚生局長に提出するものとする。

（変更申請手続）

14 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、13に定める申請手続に従い、別に指示する日までに行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

15 地方厚生（支）局長は、13又は14による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

（状況報告）

- 16 市町村は、交付金の対象となった施設整備事業、防音壁整備事業及び防犯対策強化整備事業に係る工事に着工したときは、別紙４の様式により工事に着工した日から１０日以内に、また、工事進捗状況については別紙５の様式により１２月末日現在の状況を翌月１５日までに、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して地方厚生（支）局長に報告しなければならない。

（実績報告）

- 17 この交付金の実績報告は、次により行うものとする。

（１）東京都及び神奈川県以外

ア 市町村の長は、別紙２の様式による報告書に関係書類を添えて、道府県知事が定める日までに道府県知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の４月３０日までに、当該市町村の属する道府県の知事を経由して、別紙６の様式による報告書を地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。

イ 道府県知事は、別紙２の事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後適正と認めたときは、事業の完了の日から起算して１月を経過した日（１２の（２）（６）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から１月を経過した日）又は翌年度４月１０日のいずれか早い日までに、地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。

（２）東京都及び神奈川県

ア 市町村の長は、別紙２の様式による報告書に関係書類を添えて、都県知事が定める日までに都県知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の４月３０日までに、都県知事を経由して、別紙６の様式による報告書を関東信越厚生局長に提出して行わなければならない。

イ 都県知事は、別紙２の事業実績報告書を受理したときは、事業の完了の日から起算して１月を経過した日（１２の（２）（６）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から１月を経過した日）又は翌年度４月１０日のいずれか早い日までに、関東信越厚生局長に提出して行わなければならない。

（交付金の返還）

- 18 地方厚生（支）局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

- 19 特別の事情により、８、１３、１４、１６及び１７に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けてその定めるところによる

ものとする。

別表 1－1

算 定 基 準
(創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
保育所 私立認定こども園 小規模保育事業所 乳児等通園支援事業所	本体工事費	別表 2 に掲げる 1 施設当たりの交付基準額を基準とする。 ※ 1 沖縄振興特別措置法第 4 条第 1 項に規定する沖縄振興計画に基づく事業、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業及び附則第 5 条に基づく事業、山村振興法第 8 条第 1 項に規定する山村振興計画に基づく事業、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 12 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第 4 号に基づき政令で定める施設として行う事業、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 11 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第 4 号に基づき政令で定める施設として行う事業を含む。	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、こども家庭庁長官が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（7 に定める費用を除く。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。）、実施設計に要する費用、開設準備に必要な費用、新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料（敷金を除き礼金を含む。）、定期借地権契約により土地を確保し整備する場合に必要なとなる権利	別表 1－8 のとおり

		※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記に定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。	金や前払地代などの一時金。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費（災害復旧に係る仮設施設整備工事費は除く。）	別表2に掲げる1施設当たりの交付基準額を基準とする。※1、※2について同上。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

別表 1－2

算 定 基 準
(大規模修繕等)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
保育所 私立認定こども園 小規模保育事業所 乳児等通園支援事業所	本体工事費	大規模修繕等その他特別な工事費（耐震化等整備事業における大規模修繕等を含む。）については、次のいずれか低い方の価格に別表 1－8 に定める国の負担割合を乗じた額を基準にこども家庭庁長官が必要と認めた額とする。 （１）公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り （２）工事請負業者 2 社の見積り	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、こども家庭庁長官が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（７に定める費用を除く。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6％に相当する額を限度額とする。）、実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を	別表 1－8 のとおり

			含む。	
	仮施設整備 工事費(災害復 旧に係る仮設 施設整備工事 費は除く。)	大規模修繕等(耐震化 整備事業を含む。)につい ては、こども家庭庁長官 が必要と認めた額とす る。	仮施設整備に 必要な賃借料、工 事費又は工事請負 費	

別表 1－3

算 定 基 準
(耐震診断)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
保育所 私立認定こども園 小規模保育事業所 乳児等通園支援事業所	耐震診断費	耐震診断費については、次のいずれか低い方の価格に別表 1－8 に定める国の負担割合を乗じた額を基準にこども家庭庁長官が必要と認めた額とする。 (1) 公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り (2) 工事請負業者 2 社の見積り	耐震診断に要する経費のうち、こども家庭庁長官が必要と認めた費用	別表 1－8 のとおり

別表 1－4

算 定 基 準
(防音壁整備)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
防音壁整備	本体工事費	防音壁の整備に係る工事費については、1施設当たり基準額を4,438,000円(1/2相当)とする。	施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、こども家庭庁長官が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(7に定める費用を除く。)、工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)、実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる	別表1－8のとおり

			委託費、分担金及び 適当と認められる 購入費等を含む。	
--	--	--	-----------------------------------	--

別表 1－5

算 定 基 準
(防犯対策の強化に係る整備)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
防 犯 対 策 の 強 化 に 係 る 整 備	本 体 工 事 費	防犯対策の強化に係る整備については、次の取り扱いとする。 ア 門、フェンス等の外構の設置、修繕等 次のいずれか低い方の価格（以下「外構の設置、修繕等に係る見積り額」という。）に2分の1を乗じた額とする。 （1）公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り （2）工事請負業者2社の見積り ※ただし、外構の設置、修繕等に係る見積り額が300,000円未満の場合は、本事業の対象としない。 イ 非常通報装置等の設置 次のいずれか低い方の価格（以下「非常通報装置等の設置に係る見積り額」という。）に2分の1を乗じた額と900,000円を比較していずれか少ない額とする。 （1）公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り （2）工事請負業者2社の見積り	防犯対策の強化に係る整備に必要な工事費又は工事請負費（7に定める費用を除く。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）、実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	別表1－8 のとおり

		※ただし、非常通報装置等の設置に係る見積り額が300,000円未満の場合は、本事業の対象としない。		
--	--	---	--	--

別表 1-6 (公立の認定こども園のうち本土に係るもの)

項	事業区分	対象となる経費	配分基礎額の算定方法	算定割合
1	構造上な危険状態にある建築物の改築	認定こども園の園舎の構造上の危険な状態にあるものの改築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）に要する経費	こども家庭庁長官が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築の単価等乗じたものとする。 （算定方法の特例） ア 鉄筋コンクリート造以外の構造の建物に関しては、保有面積について、園舎の保有面積のうち鉄筋コンクリート造以外の構造に係る部分の面積について、これに1.02を乗じて行うものとする。 イ 鉄筋コンクリート造以外の構造の建物に関しては、1平方メートル当たりの建築の単価に乘ずべき面積について、当該面積のうち鉄筋コンクリート造以外の構造の園舎に充てようとする部分の面積について、これを1.02で除して行うものとする。 ウ 積雪寒冷地にある認定こども園の学級数に應ずる必要面積については、運用細目に定めるところにより、当該認定こども園の所在地の積雪寒冷地に応じ、必要な補正を加えるものとする。	1/3 （算定割合の特例） ア 認定こども園以外の公共施設との複合化・集約化を行う場合の園舎にあつては1/2 イ 上記ア以外のもので、かつ園舎の改築について財政力指数が1.00を超える都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の設置するものにあつては1/3×1/（財政力指数）
2	長寿命化改修事業	認定こども園の園舎で構造体の劣化対策を要する建築後40年以上経過したものの長寿命化改良に要する経費	こども家庭庁長官が必要と認める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価等乗じたものとする。	1/3 （算定割合の特例） 認定こども園以外の公共施設との複合化・集約化を行う場合の園舎にあつては1/2
		認定こども園の園舎で建築後20年以上であるものの長寿命化を図るための予防的な改修に要する経費	こども家庭庁長官が必要と認める額とする。	1/3
3	不適格	教育を行うのに著しく	1の項の例により算定	1/3

	改築	不適当な認定こども園の建物で特別の事情があるものの改築に要する経費	するものとする。	(算定割合の特例) ア 認定こども園の建物で、地震による倒壊の危険性が高いもののうち、やむを得ない理由により補強が困難なものにあつては1/2 イ 認定こども園以外の公共施設との複合化・集約化を行う場合の園舎にあつては1/2 ウ 上記イ以外のもので、かつ財政力指数が1.00を超える都道府県又は指定都市の設置する認定こども園の建物にあつては $1/3 \times 1/$ (財政力指数)
4	津波移転改築	防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和47年法律第132号)第2条第2項に規定する集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる認定こども園の建物の改築(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条第1項及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に記載された事業に限る。)に要する経費	1の項の例により算定するものとする。	1/2
5	補強	認定こども園の補強を要する建物の補強工事に要する経費	こども家庭庁長官が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築の単価等乗じたものとする。	1/3 (算定割合の特例) ア 地震による倒壊の危険性が高いものにあつては2/3 イ 上記ア以外のもので、かつ財政力指数が1.00を超える都道府県又は市町村の設置するものにあつては2/7
6	大規模改造(質的整備)	認定こども園の建物等大規模改造で次に掲げる質的整備に要する経費(ただし、力に掲げ	こども家庭庁長官が必要と認める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価等乗じた	1/3 ア 特別防犯対策施設整備工事にあつては

		るものの経費は令和7年度限りで廃止する。) ア 教育内容及び方法の多様化等に適合させるための建物の内部改造に係る工事 イ 法令等に適合させるための施設整備工事 ウ 空調設置工事 エ バリアフリー化等施設整備工事 オ 防犯対策施設整備工事(力に掲げるものを除く。) カ 特別防犯対策施設整備工事 キ その他こども家庭庁長官が特に認めるもの	ものとする。	1/2 イ 上記ア以外のもので、かつ財政力指数が1.00を超える都道府県又は市町村の設置するものにあつては2/7
7	屋外環境整備に関する事業	認定こども園の屋外教育環境施設(屋外における教育環境整備の施設(植栽のための立木、芝生を含む。)であり、屋外運動広場のための施設その他これらに附帯する施設をいう。)の整備(令和7年度から令和11年度までの間に行われるものに限る。)に要する経費	こども家庭庁長官が必要と認める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価等乗じたものとする。	1/3
8	認定こども園の新築増築	認定こども園の園舎の新築又は増築(学級定員の引下げに伴う園舎の増築を含む。)に要する経費	こども家庭庁長官が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築の単価等乗じたものとする。 (算定方法の特例) 1の項の例によるものとする。	1/3 (算定割合の特例) ア 筑波研究学園都市(筑波研究学園都市建設法(昭和45年法律第73号)第2条第1項の規定に基づく区域をいう。)内の認定こども園の園舎にあつては1/2 イ 上記ア以外のもので、かつ財政力指数が1.00を超える都道府県又は指定都市の設置するものにあつては1/3×1/(財政力指数)
9	公害	認定こども園のうち公害(環境基本法(平成5年法律第91号)第2条第3項の公害をいう。以	ア 改築の場合 1の項の算定方法の例により算定するものとする。	1/3 (算定割合の特例) 財政力指数が1.00を超

		下同じ。)の被害園の建物で教育環境上著しく不適当なものの改築及び二重窓、換気装置その他の公害防止工事に要する経費	イ 公害防止工事の場合 こども家庭庁長官が必要と定める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価等に乗じたものとする。	える都道府県又は指定都市の設置する認定こども園にあっては1/3×1/ (財政力指数)
10	火山	活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第23条に規定する降灰防除地域内の認定こども園において防じんのため窓に設けられる戸及び窓枠並びに空気調和設備の整備に要する経費	こども家庭庁長官が必要と認める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価等に乗じたものとする。	1/2
11	防災の機能強化に関する事業	認定こども園の防災機能を強化するための施設整備(自家発電設備の整備については、避難所指定園に限る。)に要する経費	こども家庭庁長官が必要と認める額とする。	1/3
12	太陽光発電の整備に関する事業	認定こども園における次に掲げる設備(工に掲げるものを単独で整備する場合には太陽光発電設置園に限り、オかから50%以上削減できる建物に整備するものに限る。)の整備に要する経費 ア 太陽光発電 イ 風力発電 ウ 太陽熱利用 エ 蓄電池 オ 地中熱利用 カ 雪氷熱利用 キ 小水力発電	こども家庭庁長官が必要と認める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価等に乗じたものとする。	1/2

別表 1－7（公立の認定こども園のうち沖縄に係るもの）

項	事業区分	対象となる経費	配分基礎額の算定方法	算定割合
1	補強	認定こども園の補強を要する建物の補強工事に要する経費	こども家庭庁長官が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築の単価等乗じたものとする。	1/3 ----- (算定割合の特例) ア 地震による倒壊の危険性が高いものにあつては2/3 イ 上記ア以外のもので、かつ財政力指数が1.00を超える県又は市町村の設置するものにあつては2/7
2	大規模改造(質的整備)	認定こども園の建物の大規模改造で次に掲げる質的整備に要する経費(ただし、1の項の補強と同時に整備するものに限る。また、力に掲げるものの経費は令和7年度限りで廃止する。) ア 教育内容及び方法の多様化等に適合させるための内部改造工事 イ 法令等に適合させるための工事 ウ 空調設置工事 エ バリアフリー化等対策施設整備工事 オ 防犯対策施設整備工事(力に掲げるものを除く。) カ 特別防犯対策施設整備工事 キ その他こども家庭庁長官が特に認めるもの	こども家庭庁長官が必要と認める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価等乗じたものとする。	1/3 ----- (算定割合の特例) ア 保育室に空調施設を整備するものにあつては1/2 イ 特別防犯対策施設整備工事にあつては1/2 ウ 上記ア及びイ以外のもので、かつ財政力指数が1.00を超える県又は市町村の設置するものにあつては2/7

別表 1－8

就学前教育・保育施設整備交付金における施設整備事業の国、市町村、事業者の負担割合
(公立の認定こども園に係る事業は、別表 1－6 又は別表 1－7 による)

	国	市町村	事業者
下記以外	1/2	1/4 (※ 1)	1/4 (※ 1)
保育提供体制の確保のための実施計画の採択を受けている市町村が策定する整備計画に基づく乳児等通園支援事業所に係る整備(創設、増築、増改築に限る。)	2/3	1/12 (※ 2)	1/4 (※ 2)
保育提供体制の確保のための実施計画の採択を受けている市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業(8(1)①②、8(2)①②(保育所部分に限る。))又は8(4)①②の事業に限る。10における経過措置を含む。)	2/3	1/12 (※ 3)	1/4 (※ 3)
9の表の①に基づく施設整備事業(防音壁整備、防犯対策の強化に係る整備及び耐震診断を除く。)	3/4	1/8 (※ 4)	1/8 (※ 4)
9の表の②③に基づく施設整備事業(防音壁整備、防犯対策の強化に係る整備及び耐震診断を除く。)	5. 5/10	1/4 (※ 5)	1/5 (※ 5)
9の表の④⑤に基づく施設整備事業(防音壁整備、防犯対策の強化に係る整備及び耐震診断を除く。)	2/3	1/12 (※ 6)	1/4 (※ 6)

- ※ 1 公立の小規模保育事業所及び乳児等通園支援事業所の施設整備事業については、市町村 1/2
- ※ 2 公立の乳児等通園支援事業所の施設整備事業については、市町村 1/3
- ※ 3 公立の小規模保育事業所の施設整備事業については、市町村 1/3
- ※ 4 公立の小規模保育事業所及び乳児等通園支援事業所の施設整備事業については、市町村 1/4
- ※ 5 公立の小規模保育事業所及び乳児等通園支援事業所の施設整備事業については、市町村 4. 5/10
- ※ 6 公立の小規模保育事業所及び乳児等通園支援事業所の施設整備事業については、市町村 1/3
- ※ 7 市町村は、上記の負担割合に応じて、事業者に対し、国の負担割合分と市町村の負担割合分の合計額を補助する。

別表2－1 「8の(1)①②及び(2)①②の保育所部分に係る施設整備事業:定額(2/3相当)

交 付 基 準 額 表

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	89,800	98,900
定員21～30名	94,200	103,700
定員31～40名	109,700	120,500
定員41～70名	124,800	137,400
定員71～100名	162,200	178,500
定員101～130名	195,200	214,800
定員131～160名	226,000	248,700
定員161～190名	256,700	282,400
定員191～220名	285,200	313,900
定員221～250名	316,000	347,700
定員251名以上	351,200	386,400
特殊附帯工事	13,620	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	46	
定員21～30名	36	
定員31～40名	29	
定員41～70名	25	
定員71～100名	20	
定員101～130名	17	
定員131～160名	16	
定員161名以上	14	
土地借料加算	19,900	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,880	3,180

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 認定こども園の保育所部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乘じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所又は認定こども園を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所又は認定こども園を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(令和5年8月22日こ成事第423号こども家庭庁成育局長通知)に基づき整備すること。なお、幼保連携型認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し幼稚園部分の額は計上しないこととする。

別表2-1 「8の(1)①②及び(2)①②の保育所部分に係る施設整備事業:定額(2/3相当)

交 付 基 準 額 表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合(9の表の④⑤に該当する場合))

■ 本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	118,600	130,600
定員21～30名	124,400	136,900
定員31～40名	144,600	159,200
定員41～70名	164,900	181,400
定員71～100名	214,300	235,700
定員101～130名	257,700	283,500
定員131～160名	298,300	328,100
定員161～190名	338,900	373,000
定員191～220名	376,700	414,300
定員221～250名	417,100	459,000
定員251名以上	463,600	509,900
特殊附帯工事	17,860	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	46	
定員21～30名	36	
定員31～40名	29	
定員41～70名	25	
定員71～100名	20	
定員101～130名	17	
定員131～160名	16	
定員161名以上	14	
土地借料加算	26,400	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	3,770	4,200

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 認定こども園の保育所部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乘じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所又は認定こども園を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所又は認定こども園を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。なお、幼保連携型認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し 幼稚園部分の額は計上しないこととする。

別表2-1 [8の(1)①②及び(2)①②の保育所部分に係る施設整備事業:定額(2/3相当)]

交 付 基 準 額 表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,798	1,980	2,373	2,612
定員21～30名	2,040	2,244	2,693	2,964
定員31～40名	2,721	2,992	3,593	3,952
定員41～70名	3,424	3,767	4,520	4,971
定員71～100名	4,828	5,312	6,375	7,013
定員101～130名	5,795	6,377	7,650	8,417
定員131～160名	7,245	7,970	9,564	10,521
定員161～190名	8,696	9,565	11,478	12,627
定員191～220名	10,145	11,159	13,390	14,729
定員221～250名	11,594	12,755	15,305	16,835
定員251名以上	13,045	14,349	17,219	18,939

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	3,204	3,527	4,230	4,652
定員21～30名	3,911	4,303	5,163	5,681
定員31～40名	4,742	5,215	6,259	6,885
定員41～70名	6,586	7,245	8,696	9,564
定員71～100名	9,881	10,869	13,043	14,347
定員101～130名	11,859	13,045	15,652	17,219
定員131～160名	14,824	16,305	19,567	21,525
定員161～190名	16,208	17,828	21,393	23,533
定員191～220名	18,908	20,801	24,960	27,457
定員221～250名	21,610	23,772	28,526	31,377
定員251名以上	24,312	26,743	32,091	35,301

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-2 「8の(1)③、(2)③ア・イの保育所部分に係る施設整備事業：定額(1/2相当)」
「8の(2)①ア、②ア、③ア・ウの教育部分に係る施設整備事業：定額(1/2相当)」

交 付 基 準 額 表

■ 本体工事費

単位：千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	67,300	74,100
定員21～30名	70,600	77,700
定員31～40名	82,000	90,400
定員41～70名	93,700	103,000
定員71～100名	121,700	133,800
定員101～130名	146,400	160,900
定員131～160名	169,400	186,300
定員161～190名	192,500	211,700
定員191～220名	213,900	235,300
定員221～250名	236,900	260,800
定員251名以上	263,500	289,600
特殊附帯工事	10,130	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	34	
定員21～30名	25	
定員31～40名	21	
定員41～70名	18	
定員71～100名	14	
定員101～130名	12	
定員131～160名	12	
定員161名以上	10	
土地借料加算	14,900	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,170	2,450

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。なお、保育所部分及び教育部分の両方について整備を行う場合は、それぞれについて別途算出する。また、その場合、土地借料加算及び地域の余裕スペース活用促進加算については、保育所部分に係る額を基準額として計上し、幼稚園部分に係る額は計上しないこととする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乘じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所又は認定こども園を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所又は認定こども園を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。なお、幼保連携型認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し、幼稚園部分の額は計上しないこととする。

別表2-2 [8の(1)③及び(2)③ア・イの保育所部分に係る施設整備事業:定額(2/3相当)]
[8の(2)①ア、②ア、③ア・ウの教育部分に係る施設整備事業:定額(2/3相当)]

交 付 基 準 額 表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合(9の表の④⑤に該当する場合))

■本体工事費

単位:千円

		基準額(1施設当たり)	
		標準	都市部
定員20名以下		89,000	98,000
定員21～30名		93,300	102,600
定員31～40名		108,500	119,200
定員41～70名		123,600	136,100
定員71～100名		160,600	176,800
定員101～130名		193,200	212,500
定員131～160名		223,600	246,000
定員161～190名		254,300	279,500
定員191～220名		282,500	310,700
定員221～250名		312,700	344,100
定員251名以上		347,700	382,400
特殊附帯工事		13,320	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
	定員20名以下	34	
	定員21～30名	25	
	定員31～40名	21	
	定員41～70名	18	
	定員71～100名	14	
	定員101～130名	12	
	定員131～160名	12	
	定員161名以上	10	
土地借料加算		19,600	
地域の余裕スペース活用促進加算		標準	都市部
		2,880	3,180

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。なお、保育所部分及び教育部分の両方について整備を行う場合は、それぞれについて別途算出する。また、その場合、土地借料加算及び地域の余裕スペース活用促進加算については、保育所部分に係る額を基準額として計上し、幼稚園部分に係る額は計上しないこととする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所又は認定こども園を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所又は認定こども園を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。なお、幼保連携型認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し、幼稚園部分の額は計上しないこととする。

別表2ー2　[8の(1)③及び(2)③ア・イの保育所部分に係る施設整備事業:定額(1/2相当)]
[8の(2)①ア、②ア、③ア・ウの教育部分に係る施設整備事業:定額(1/2相当)]

交 付 基 準 額 表

■解体撤去工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,349	1,484	1,780	1,959
定員21～30名	1,529	1,684	2,020	2,223
定員31～40名	2,040	2,244	2,693	2,964
定員41～70名	2,567	2,825	3,389	3,730
定員71～100名	3,621	3,983	4,782	5,258
定員101～130名	4,347	4,782	5,737	6,311
定員131～160名	5,434	5,978	7,173	7,892
定員161～190名	6,521	7,174	8,609	9,469
定員191～220名	7,608	8,369	10,041	11,048
定員221～250名	8,696	9,565	11,478	12,627
定員251名以上	9,783	10,761	12,914	14,206

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。
千円未満切捨て。)
- ※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,403	2,644	3,171	3,489
定員21～30名	2,935	3,227	3,872	4,260
定員31～40名	3,556	3,911	4,694	5,163
定員41～70名	4,939	5,434	6,521	7,173
定員71～100名	7,410	8,152	9,781	10,760
定員101～130名	8,893	9,783	11,739	12,914
定員131～160名	11,118	12,231	14,676	16,142
定員161～190名	12,155	13,371	16,044	17,649
定員191～220名	14,181	15,600	18,720	20,590
定員221～250名	16,208	17,828	21,394	23,533
定員251名以上	18,234	20,057	24,068	26,476

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。
千円未満切捨て。)
- ※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2－3〔保育所及び幼保連携型又は保育所型認定こども園の保育所部分に係る9の表の①に基づく施設整備事業：定額（3/4相当）〕
 〔幼保連携型及び幼稚園型認定こども園の教育部分に係る9の表の①に基づく施設整備事業：定額（3/4相当）〕

交 付 基 準 額 表

■本体工事費
 単位：千円

		基準額（1施設当たり）	
		標準	都市部
定員20名以下		101,000	111,300
定員21～30名		106,000	116,600
定員31～40名		123,300	135,700
定員41～70名		140,500	154,600
定員71～100名		182,700	200,800
定員101～130名		219,500	241,600
定員131～160名		254,300	279,700
定員161～190名		288,900	317,700
定員191～220名		321,100	353,100
定員221～250名		355,600	391,100
定員251名以上		395,200	434,700
特殊附帯工事		15,170	
設計料加算		本体工事費に係る交付基準額（開設準備費加算、土地借料加算を除く。）の5％（千円未満切り捨て）	
開設準備費加算		次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	定員20名以下	52	
	定員21～30名	40	
	定員31～40名	34	
	定員41～70名	29	
	定員71～100名	24	
	定員101～130名	18	
	定員131～160名	17	
	定員161名以上	17	
土地借料加算		22,500	
地域の余裕スペース活用促進加算		標準	都市部
		3,320	3,620

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。なお、保育所部分及び教育部分の両方について整備を行う場合は、それぞれについて別途算出する。また、教育部分に係る整備において、土地借料加算及び地域の余裕スペース活用促進加算については適用しないこととする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乘じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所又は認定こども園を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など）を活用して保育所又は認定こども園を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。なお、幼保連携型認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分に係る額を基準額として計上し、幼稚園部分に係る額は計上しないこととする。

※8 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。（設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。）

別表2－3 [保育所及び幼保連携型又は保育所型認定こども園の保育所部分に係る9の表の①に基づく施設整備事業：定額(3/4相当)]
[幼保連携型及び幼稚園型認定こども園の教育部分に係る9の表の①に基づく施設整備事業：定額(3/4相当)]

交 付 基 準 額 表

■解体撤去工事費 単位：千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	2,024	2,227
定員21～30名	2,297	2,524
定員31～40名	3,061	3,367
定員41～70名	3,851	4,238
定員71～100名	5,432	5,977
定員101～130名	6,521	7,174
定員131～160名	8,152	8,966
定員161～190名	9,781	10,761
定員191～220名	11,412	12,552
定員221～250名	13,045	14,349
定員251名以上	14,674	16,142

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※4 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

■仮施設整備工事費 単位：千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	3,605	3,967
定員21～30名	4,402	4,839
定員31～40名	5,335	5,869
定員41～70名	7,410	8,152
定員71～100名	11,118	12,228
定員101～130名	13,339	14,674
定員131～160名	16,677	18,344
定員161～190名	18,234	20,057
定員191～220名	21,273	23,400
定員221～250名	24,312	26,742
定員251名以上	27,350	30,085

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※4 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

別表2-4 [保育所及び幼保連携型又は保育所型認定こども園の保育所部分に係る9の表の②③に基づく施設整備事業:定額(5.5/10相当)]
[幼保連携型及び幼稚園型認定こども園の教育部分に係る9の表の②③に基づく施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交 付 基 準 額 表

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	74,100	81,400
定員21～30名	77,700	85,400
定員31～40名	90,400	99,300
定員41～70名	103,000	113,400
定員71～100名	133,800	147,200
定員101～130名	160,900	177,000
定員131～160名	186,300	205,100
定員161～190名	211,700	232,800
定員191～220名	235,500	258,900
定員221～250名	260,700	286,900
定員251名以上	289,700	318,500
特殊附帯工事	11,160	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	38	
定員21～30名	28	
定員31～40名	24	
定員41～70名	20	
定員71～100名	16	
定員101～130名	13	
定員131～160名	13	
定員161名以上	12	
土地借料加算	16,600	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,450	2,610

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。なお、保育所部分及び教育部分の両方について整備を行う場合は、それぞれについて別途算出する。また、その場合、土地借料加算及び地域の余裕スペース活用促進加算については、保育所部分に係る額を基準額として計上し、幼稚園部分に係る額は計上しないこととする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乘じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所又は認定こども園を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所又は認定こども園を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。なお、幼保連携型認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し 幼稚園部分の額は計上しないこととする。

別表2-4 [保育所及び幼保連携型又は保育所型認定こども園の保育所部分に係る9の表の②③に基づく施設整備事業:定額(5.5/10相当)]
[幼保連携型及び幼稚園型認定こども園の教育部分に係る9の表の②③に基づく施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合(9の表の④⑤に該当する場合))

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	97,800	107,600
定員21～30名	102,600	112,900
定員31～40名	119,300	131,300
定員41～70名	136,100	149,700
定員71～100名	176,600	194,500
定員101～130名	212,400	234,100
定員131～160名	245,900	270,700
定員161～190名	279,500	307,600
定員191～220名	310,700	341,600
定員221～250名	344,100	378,600
定員251名以上	382,400	420,600
特殊附帯工事	14,740	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	38	
定員21～30名	28	
定員31～40名	24	
定員41～70名	20	
定員71～100名	16	
定員101～130名	13	
定員131～160名	13	
定員161名以上	12	
土地借料加算	21,700	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	3,180	3,460

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。なお、保育所部分及び教育部分の両方について整備を行う場合は、それぞれについて別途算出する。また、その場合、土地借料加算及び地域の余裕スペース活用促進加算については、保育所部分に係る額を基準額として計上し、幼稚園部分に係る額は計上しないこととする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乘じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所又は認定こども園を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所又は認定こども園を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。なお、幼保連携型認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し、幼稚園部分の額は計上しないこととする。

別表2-4 [保育所及び幼保連携型又は保育所型認定こども園の保育所部分に係る9の表の②③に基づく施設整備事業:定額(5.5/10相当)]
[幼保連携型及び幼稚園型認定こども園の教育部分に係る9の表の②③に基づく施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交 付 基 準 額 表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,484	1,634	1,957	2,156
定員21～30名	1,684	1,852	2,223	2,445
定員31～40名	2,244	2,469	2,964	3,260
定員41～70名	2,824	3,107	3,730	4,102
定員71～100名	3,983	4,384	5,258	5,785
定員101～130名	4,782	5,260	6,311	6,943
定員131～160名	5,978	6,575	7,892	8,680
定員161～190名	7,173	7,892	9,469	10,416
定員191～220名	8,369	9,207	11,048	12,152
定員221～250名	9,565	10,524	12,627	13,890
定員251名以上	10,760	11,838	14,205	15,625

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,643	2,908	3,489	3,838
定員21～30名	3,227	3,551	4,262	4,686
定員31～40名	3,911	4,303	5,163	5,681
定員41～70名	5,434	5,978	7,173	7,892
定員71～100名	8,152	8,966	10,760	11,836
定員101～130名	9,783	10,760	12,914	14,205
定員131～160名	12,231	13,451	16,142	17,756
定員161～190名	13,371	14,708	17,648	19,416
定員191～220名	15,600	17,160	20,591	22,650
定員221～250名	17,828	19,611	23,533	25,887
定員251名以上	20,057	22,064	26,476	29,123

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2ー5 [8の(2)③ウの保育所部分に係る施設整備事業:定額(1/2相当)]
[8の(2)①イ、②イ、③イの教育部分に係る施設整備事業:定額(1/2相当)]

交 付 基 準 額 表

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	47,000
定員21～30名	49,300
定員31～40名	57,400
定員41～70名	65,600
定員71～100名	85,000
定員101～130名	102,500
定員131～160名	118,500
定員161～190名	134,800
定員191～220名	149,700
定員221～250名	165,700
定員251名以上	184,300

※1 認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。
(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。
千円未満切捨て。)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

交 付 基 準 額 表

(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合(9の表の④⑤に該当する場合))

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	62,000
定員21～30名	65,200
定員31～40名	76,000
定員41～70名	86,400
定員71～100名	112,200
定員101～130名	135,300
定員131～160名	156,500
定員161～190名	177,800
定員191～220名	197,600
定員221～250名	218,800
定員251名以上	243,200

※1 認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。
(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。
千円未満切捨て。)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2ー5 [8の(2)③ウの保育所部分に係る施設整備事業:定額(1/2相当)]
[8の(2)①イ、②イ、③イの教育部分に係る施設整備事業:定額(1/2相当)]

交 付 基 準 額 表

■解体撤去工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	942	1,245
定員21～30名	1,070	1,412
定員31～40名	1,428	1,885
定員41～70名	1,797	2,371
定員71～100名	2,533	3,347
定員101～130名	3,040	4,016
定員131～160名	3,803	5,020
定員161～190名	4,564	6,025
定員191～220名	5,326	7,031
定員221～250名	6,086	8,034
定員251名以上	6,849	9,037

※1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。
千円未満切捨て。)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	1,682	2,221
定員21～30名	2,053	2,709
定員31～40名	2,489	3,284
定員41～70名	3,456	4,564
定員71～100名	5,188	6,849
定員101～130名	6,225	8,217
定員131～160名	7,781	10,272
定員161～190名	8,506	11,230
定員191～220名	9,927	13,102
定員221～250名	11,344	14,974
定員251名以上	12,763	16,847

※1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。
千円未満切捨て。)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2－6〔幼稚園型認定こども園の保育所部分に係る9の表の①に基づく施設整備事業：定額(3/4相当)〕
〔保育所型認定こども園の教育部分に係る9の表の①に基づく施設整備事業：定額(3/4相当)〕

交 付 基 準 額 表

■ 本体工事費

単位：千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	70,600
定員21～30名	74,100
定員31～40名	86,100
定員41～70名	98,400
定員71～100名	127,600
定員101～130名	153,400
定員131～160名	178,000
定員161～190名	202,300
定員191～220名	224,700
定員221～250名	248,900
定員251名以上	276,400

※1 認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乘じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

※3 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。（設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。）

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■ 解体撤去工事費

単位：千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	1,414
定員21～30名	1,606
定員31～40名	2,143
定員41～70名	2,696
定員71～100名	3,803
定員101～130名	4,564
定員131～160名	5,706
定員161～190名	6,849
定員191～220名	7,989
定員221～250名	9,131
定員251名以上	10,272

※1 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乘じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

※2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※3 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。（千円未満切捨て。）

■ 仮施設設置整備工事費

単位：千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	2,523
定員21～30名	3,080
定員31～40名	3,734
定員41～70名	5,187
定員71～100名	7,782
定員101～130名	9,337
定員131～160名	11,672
定員161～190名	12,762
定員191～220名	14,890
定員221～250名	17,017
定員251名以上	19,144

※1 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乘じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

※2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※3 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。（千円未満切捨て。）

別表2ー7 [幼稚園型認定こども園の保育所部分に係る9の表の②③に基づく施設整備事業:定額(5.5/10相当)]
[保育所型認定こども園の教育部分に係る9の表の②③に基づく施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交 付 基 準 額 表

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	51,800
定員21～30名	54,200
定員31～40名	63,200
定員41～70名	72,100
定員71～100名	93,600
定員101～130名	112,500
定員131～160名	130,500
定員161～190名	148,200
定員191～220名	164,600
定員221～250名	182,500
定員251名以上	202,800

※1 認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

交 付 基 準 額 表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合(9の表の④⑤に該当する場合))

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	68,200
定員21～30名	71,700
定員31～40名	83,600
定員41～70名	95,000
定員71～100名	123,600
定員101～130名	148,600
定員131～160名	172,100
定員161～190名	195,600
定員191～220名	217,500
定員221～250名	240,800
定員251名以上	267,700

※1 認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2ー7 〔幼稚園型認定こども園の保育所部分に係る9の表の②③に基づく施設整備事業:定額(5.5/10相当)〕
〔保育所型認定こども園の教育部分に係る9の表の②③に基づく施設整備事業:定額(5.5/10相当)〕

交 付 基 準 額 表

■解体撤去工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	1,037	1,370
定員21～30名	1,178	1,556
定員31～40名	1,570	2,073
定員41～70名	1,977	2,609
定員71～100名	2,787	3,682
定員101～130名	3,347	4,416
定員131～160名	4,182	5,523
定員161～190名	5,020	6,627
定員191～220名	5,858	7,733
定員221～250名	6,697	8,837
定員251名以上	7,532	9,943

※1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。
千円未満切捨て。)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	1,851	2,443
定員21～30名	2,259	2,981
定員31～40名	2,737	3,612
定員41～70名	3,803	5,020
定員71～100名	5,706	7,532
定員101～130名	6,849	9,037
定員131～160名	8,560	11,298
定員161～190名	9,359	12,351
定員191～220名	10,919	14,414
定員221～250名	12,478	16,472
定員251名以上	14,039	18,531

※1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。
千円未満切捨て。)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2－8 [8の(4)①②に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(2/3相当)]

交 付 基 準 額 表

■本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	89,800	98,900
特殊附属工事	13,620	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	46	
土地借料加算	19,900	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,880	3,180

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育整備事業を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附属工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附属工事の取扱いについて」に基づき整備すること。

交 付 基 準 額 表

(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合(9の表の④⑤に該当する場合))

■本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	118,600	130,600
特殊附属工事	17,860	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	46	
土地借料加算	26,400	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	3,770	4,200

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育整備事業を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附属工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附属工事の取扱いについて」に基づき整備すること。

別表2－8 [8の(4)①②に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(2/3相当)]

交 付 基 準 額 表

■解体撤去工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,798	1,980	2,373	2,612

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	3,204	3,527	4,230	4,652

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2－9　〔8の(4)③に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(1/2相当)〕

交 付 基 準 額 表

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	67,300	74,100
特殊附帯工事	10,130	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	34	
土地借料加算	14,900	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,170	2,450

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乘じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育整備事業を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。

交 付 基 準 額 表

(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合(9の表の④⑤に該当する場合))

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	89,000	98,000
特殊附帯工事	13,320	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	34	
土地借料加算	19,600	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,880	3,180

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乘じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育整備事業を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。

別表2－9 「8の(4)③に基づく小規模保育事業所施設整備事業：定額(1/2相当)」

交 付 基 準 額 表

■解体撤去工事費

単位：千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,349	1,484	1,780	1,959

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費

単位：千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,403	2,644	3,171	3,489

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2－10 〔小規模保育事業所に係る9の表の①に基づく施設整備事業：定額(3/4相当)〕

交 付 基 準 額 表

単位：千円

■本体工事費

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	101,000	111,300
特殊附帯工事	15,170	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加分員数を乗じて加算	
	52	
土地借料加算	22,500	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	3,320	3,620

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育整備事業を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※6 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。

※7 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

別表2－10 [小規模保育事業所に係る9の表の①に基づく施設整備事業:定額(3/4相当)]

交 付 基 準 額 表

■解体撤去工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	2,024	2,227

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※4 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

■仮設施設整備工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	3,605	3,967

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※4 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

別表2－11 〔小規模保育事業所に係る9の表の②③に基づく施設整備事業：定額（5.5/10相当）〕

交 付 基 準 額 表

■本体工事費		単位：千円
	基準額（1施設当たり）	
	標準	都市部
定員20名以下	74,100	81,400
特殊附帯工事	11,160	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額（開設準備費加算、土地借料加算を除く。）の5%（千円未満切り捨て）	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	38	
土地借料加算	16,600	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,450	2,610

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など）を活用して小規模保育整備事業を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。（設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。）

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。

交 付 基 準 額 表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合(9の表の④⑤に該当する場合))

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	97,800	107,600
特殊附帯工事	14,740	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	38	
土地借料加算	21,700	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	3,180	3,460

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育整備事業を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。

別表2－11 〔小規模保育事業所に係る9の表の②③に基づく施設整備事業：定額(5.5/10相当)〕

交 付 基 準 額 表

■解体撤去工事費

単位：千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,484	1,634	1,957	2,156

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設設置備工事費

単位：千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,643	2,908	3,489	3,838

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2－12 〔8の(5)乳児等通園支援事業所に係る施設整備事業:定額(2/3相当)〕

交 付 基 準 額 表

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
乳児等通園支援事業所	14,331	15,764
特殊附帯工事	13,655	

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備する。

交 付 基 準 額 表

(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合(9の表の④⑤に該当する場合))

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
乳児等通園支援事業所	18,917	20,809
特殊附帯工事	18,025	

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備する。

別表2－12 [8の(5)乳児等通園支援事業所に係る施設整備事業：定額(2/3相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費 単位：千円				
	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
乳児等通園支援事業所	816	897	1,077	1,185

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費 単位：千円				
	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
乳児等通園支援事業所	1,447	1,592	1,910	2,101

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2－13 〔8の(5)乳児等通園支援事業所に係る施設整備事業:定額(1/2相当)〕

交 付 基 準 額 表

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
乳児等通園支援事業所	10,748	11,823
特殊附帯工事	10,241	

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備する。

交 付 基 準 額 表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合(9の表の④⑤に該当する場合))

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
乳児等通園支援事業所	14,188	15,607
特殊附帯工事	13,519	

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備する。

別表2－13 「8の(5)乳児等通園支援事業所に係る施設整備事業:定額(1/2相当)」

交 付 基 準 額 表

■解体撤去工事費				単位:千円	
	基準額(1施設当たり)				
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合		
	標準	都市部	標準	都市部	
乳児等通園支援事業所	612	673	807	888	

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費				単位:千円	
	基準額(1施設当たり)				
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合		
	標準	都市部	標準	都市部	
乳児等通園支援事業所	1,085	1,194	1,432	1,576	

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。千円未満切捨て。)
- ※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2－14 [8の(5)乳児等通園支援事業所に係る施設整備事業：定額(3/4相当)]

交 付 基 準 額 表

■本体工事費

単位：千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
乳児等通園支援事業所	16,122	17,735
特殊附帯工事	15,362	

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備する。

■解体撤去工事費

単位：千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
乳児等通園支援事業所	918	1,009

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設設置整備工事費

単位：千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
乳児等通園支援事業所	1,628	1,791

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-15 [8の(5)乳児等通園支援事業所に係る施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交 付 基 準 額 表

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
乳児等通園支援事業所	11,823	13,005
特殊附帯工事	11,266	

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備する。

交 付 基 準 額 表

(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合(9の表の④⑤に該当する場合))

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
乳児等通園支援事業所	15,607	17,167
特殊附帯工事	14,871	

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備する。

交 付 基 準 額 表

■解体撤去工事費				単位:千円	
	基準額(1施設当たり)				
	右記以外			津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部	
乳児等通園支援事業所	673	740	888	977	

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費				単位:千円	
	基準額(1施設当たり)				
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合		
	標準	都市部	標準	都市部	
乳児等通園支援事業所	1,194	1,313	1,576	1,733	

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別紙 1（交付要綱 6 の（2）イの公立認定こども園以外）
（様式 1－1）

第 年 月 日 号

地方厚生（支）局長 殿

自治体の長

（元号） 年度就学前教育・保育施設整備交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- | | | | |
|---|---------|-------------|---------|
| 1 | 申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 整備計画等概要 | 別紙のとおり（別紙 1 | 様式 1－2） |
| 3 | 申請額算出内訳 | 別紙のとおり（別紙 1 | 様式 1－3） |

（添付書類）

- ・自治体の歳入歳出予算書（見込書）抄本

（注）前年度から繰越を行った事業については、「（元号） 年度」の後に「（（元号） 年度からの繰越分）」と明記すること。

別紙 1（交付要綱 6 の（2）イの公立認定こども園以外）

（様式 1－2）

就学前教育・保育施設整備計画書・防音壁設置計画書・防犯対策強化整備計画書

市町村名： 県 市

整備計画等の概要

（単位：千円）

施 設 名	施設 種別	設 置 主 体	所 在 地	整備 区分	対象経費の 支出予定額	交付金 申請額	年次 計画	抵当権 設定の 有無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
合計								

（注）抵当権設定の有無は、防音壁整備事業及び防犯対策強化整備事業以外の場合に記入すること。

但し、建物に係る根抵当権は設定できない。

様式 1－2 記入要領

市町村名の欄には、都道府県名も合わせて記入すること。

<整備計画等の概要>

整備予定の保育所、認定こども園等について「施設名」・「施設種別」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「対象経費の支出予定額」・「交付金申請額」・「年次計画」・「抵当権設定の有無」を記入すること。

※「施設種別」：整備後の施設種別（保育所、保育所分園、幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園、幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園、小規模保育事業所、乳児等通園支援事業所の別）を記入すること。

※「整備区分」：創設・増築・増改築・改築・大規模修繕等・民老・防音壁整備

防犯対策強化整備のための門、フェンス等の外構の設置、修繕等の場合は「外構」、
非常通報装置等の設置の場合は「非常通報装置等」の別を記入すること。

※「交付金申請額」：「交付金申請額」を算出し、記入すること。

※「年次計画」：単年度事業の場合は「単年度」、継続事業の場合は「(元号) 年度●●%～
(元号) 年度●●%」と記入すること。

※「抵当権設定の有無」：令和5年6月15日こ成事第331号・こ支虐第69号「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」の別添1「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無について、○を付すこと。

※1つの施設で複数の整備区分がある場合でも、1つを記入し、整備区分については、主たる整備区分（整備計画に基づく主な整備目的）を記入すること。

別紙1（交付要綱6の（2）イの公立認定こども園以外）
（様式1-3）

就学前教育・保育施設整備交付金申請書内訳

[illegible]

- (1) 工事賃金契約の締結する単位で作成すること。
 (2) 建築、修繕・大規模には、複数事業年度の場合作っても事業全体の額を記入すること。
 (3) 工費額は、(2)の額の半額を比較して少ない方の額に $\frac{2}{3}$ 又は $\frac{2}{3}$ 、 $\frac{2}{3}$ 、 $\frac{5}{6}$ 、 $\frac{5}{6}$ の倍じた額を記入すること。(小数点以下四捨五入)
 (4) 建築、修繕・大規模以外の計費合計の場合については、内訳の金額の内有と無関係な部分も記入すること。
 (5) 建築、修繕：設計料、調査費、監理報酬等、土地権利加算及び定価超過加算等の一時金加算を除いた交付基礎額に対して、0.08%を乗じて得た額を記入すること。(千円未満四捨五入)
 (6) 修繕・大規模：計画年度に発生した費用を乗じて得た額を記入すること。(千円未満四捨五入)

別紙１（交付要綱６の（２）イの公立認定こども園）
（様式１－４）

第 年 月 日 号

地方厚生（支）局長 殿

自治体の長

（元号） 年度就学前教育・保育施設整備交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- | | | | |
|---|---------|------------|--------|
| 1 | 申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 整備計画等概要 | 別紙のとおり（別紙１ | 様式１－５） |
| 3 | 申請額算出内訳 | 別紙のとおり（別紙１ | 様式１－６） |

（添付書類）

・自治体の歳入歳出予算書（見込書）抄本

（注）前年度から繰越を行った事業については、「（元号） 年度」の後に「（（元号） 年度からの繰越分）」と明記すること。

別紙1(交付要綱6の(2)イの公立認定こども園)
(様式1-5(1))

第 号
年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

自治体の長

下記のとおり施設整備計画を提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

〇〇市(県)公立認定こども園施設整備計画

2. 計画期間

令和 年度～令和 年度(年間)

(担当)

〇〇〇〇

住所:〇〇県〇〇市〇〇

電話:0000-00-0000

別紙1(交付要綱6の(2)イの公立認定こども園)

(様式1-5(2))

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

--

※個別施設計画等の他の計画において、施設整備計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を引用することができる項目

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

--

(3) 教室不足の解消等を図る整備

--

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

--

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

--

4. 域内の認定こども園の整備状況

※地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目

(1) 現在の認定こども園の整備状況

認定こども園	園
--------	---

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画※ ¹		
国土強靱化地域計画※ ²		

※¹ インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画。

なお、『個別施設計画』として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により

確認できる場合(学校施設と他の公共施設とをあわせた計画を策定している場合等)には、「策定済」とすることができることとする。

※² 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

--

(様式1-5(3))

[illegible]

(様式1-5 別表)事業区分

項	事業区分(交付要綱別表1-6より)	事業単位
01	構造上危険な状態にある建物の改築	危険改築
02	長寿命化改良事業	長寿命化事業
		予防改修事業
03	不適格改築	不適格改築
04	津波移転改築	津波移転改築
05	補強	大規模改造(補強)
06	大規模改造(質的整備)	大規模改造(教育内容)
		大規模改造(トイレ)
		大規模改造(法令等)
		大規模改造(空調)
		大規模改造(バリアフリー)
		大規模改造(防犯)
		大規模改造(特別防犯)
07	屋外教育環境の整備に関する事業	屋外教育環境
08	認定こども園の園舎の新增築	認定こども園
		認定こども園定員引下げ
09	公害	公害改築
		公害(防止)
10	火山	公害(降灰)
11	防災機能の強化に関する事業	防災機能強化
12	太陽光発電等の整備に関する事業	太陽光発電等

様式1－5 記入要領

1. 施設整備計画の名称

設置者名を含む名称を記入する。

2. 計画期間

計画期間(3年以内)を記入する。

3. 施設整備計画の目標

以下の区分ごとに目標を定めて記入する。ただし、交付金の交付を受ける事業の無い区分は、記入不要とする。

(1) 老朽化対策を図る整備

老朽化対策のための目標を記入する。特に、老朽化した施設の長寿命化等を図るための目標を具体的に記入する。なお、個別施設計画等の他の計画において、2. 計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を引用することでも可とする。

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

耐震性の確保や防災機能の強化、バリアフリー化、衛生環境の改善、空気調和設備の整備、防犯対策など安全性の確保等を図るための目標を具体的に記入する。特に、構造体の耐震化又は吊り天井(照明器具等高所に設置されたものも含む。)の耐震対策を完了していない設置者は早急に対策を完了させるための目標を具体的に記入する。

(3) 教室不足の解消等を図る整備

社会的、自然的要因による児童数の増加等に伴い、教室等に不足が生じる場合や障害のある児童が生活を送る際に施設面に課題がある場合等は、これらを解消するための目標を具体的に記入する。

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

教育内容・教育方法等の変化、地域との連携、環境との共生、木材の積極的な活用及び再生可能エネルギーの導入等の様々な社会的要請を踏まえつつ、教育環境の質的な向上を図るための目標を具体的に記入する。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

施設の充実を図るための目標を具体的に記入する。

4. 域内の認定こども園の整備状況

施設整備計画作成時点における整備の状況を記入する。なお、当該項目については、地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目とする。

(1) 現在の認定こども園の整備状況

認定こども園の数を記入する。

(2) 整備に関する計画の策定状況

インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画(以下「個別施設計画」という。)及び強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)に基づく国土強靱化地域計画の策定の有無等を記入する。

なお、(2)整備に関する計画の策定状況において、『個別施設計画』として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により確認できる場合(学校施設と他の公共施設とを合わせた計画を策定している場合等)には、「策定済」とすることができることとする。

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

施設整備計画の計画期間終了後に実施する評価(事後評価)の方法等について記入する。

6. 施設整備計画の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項(認定こども園ごと)

以下の項目について記入する。耐震性の確保に当たっては、改築ではなく補強又は改修によって耐震化を図るなど、より効率的に事業を進めるよう計画すること。

① 認定こども園の名称

事業ごとに認定こども園の名称を記入する。複数年度にわたる事業は年度ごとに区分し、括弧書きで何期目かを追記する。

② 目標

「3. 施設整備計画の目標」に記入した、事業実施により達成を目指す施設整備計画の目標について、該当する番号(1)～(5)を記入する。

③ 事業区分

交付要綱別表1-6又は別表1-7に定める事業区分を確認の上、項番号を記入する。なお、別表1-6の項番号は「(別表)事業区分」のとおり。

④ 整備方針

・事業単位:「(別表)事業区分」から、該当する事業単位を記入する。

・建物区分:該当する建物区分を記入する。該当する建物区分が無い場合は、記入不要とする。

園舎……………園

・構造区分:該当する構造区分を記入する。該当する構造区分が無い場合は、記入不要とする。

鉄筋コンクリート造…R 混合構造……………RS

鉄骨その他造……………S 木造……………W

・全事業期間(契約～完成):契約予定年月及び完成予定年月を記入する。

⑤ 事業全体の整備面積等

事業全体の面積等(事業に応じて箇所数等とする。)を記入する。複数年度にわたる事業は、面積等を合計して記入する。

・うち、補助対象面積等

交付金の補助対象となる面積等を記入する。交付金の配分基礎額にかかる 面積や箇所数等については、別途通知する算定方法を参照すること。

⑥ 事業全体の概算工事費

事業全体の概算工事費を記入する。複数年度にわたる事業は、合計額を記入する。

・うち、対象内実工事費

交付金の算定対象となる工事費を記入する。大規模改造事業等で事業費の上限額又は下限額の設定がある場合は、当該事業の事業費が上限額又は下限額を満たすことを確認の上、計画すること。

⑦ 事業実施年度(予定)

各事業の実施予定年度(予定)を記入する。

⑧ 備考

このほか、補足すべき事項があれば適宜記入する。

別紙1(交付要綱6の(2)イの公立認定こども園)
(様式1-6)

申請額算出内訳書

番号	都道府県名	設置者名	国の予算の予算年度・予算区分	国の会計区分	事務費(千円)	交付申請額(千円)
					0	0

申請額の算出

算定対象事業	施設名	事業名	建物区分	構造区分	配分基礎面積	単価種別	配分基礎額(加算前)(千円)	実工事費(千円)	算定割合	加算前算定後配分基礎額(千円)	算定後配分基礎額(千円)	算定後実工事費(千円)	LとMのいずれか少ない方(千円)	加算率	抵当権の設定の有無
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K=H×J	L	M=I×J	N	O=L/K	P
													0	#DIV/0!	
													0	#DIV/0!	
													0	#DIV/0!	
													0	#DIV/0!	
													0	#DIV/0!	
													0	#DIV/0!	
													0	#DIV/0!	
													0	#DIV/0!	
	合計									0	0	0	0		

LとMのいずれか少ない方の総和(=N)(千円)	事務費(千円)	交付申請(千円)…①
0	0	0

様式1－6 記入要領

<設置者名等>

- (1) 番号、都道府県名、設置者名
都道府県番号、都道府県名、設置者名を記入する。
- (2) 国の予算の予算年度・予算区分
国の予算の予算年度及び予算区分(当初予算や補正予算等)を記入する。
- (3) 国の会計区分
会計の区分(一般会計など)を記入する。

<申請額の算出>

- A. 算定対象事業
就学前教育・保育施設整備交付金(以下「交付金」という。)の算定対象となった事業に「○」を記入する。
(全ての事業に「○」が記入されることとなる。)
- B. 施設名～E. 構造区分
施設名、事業名、建物区分、構造区分を記入する。
- F. 配分基礎面積
当該年度の配分基礎額を算定する際の基礎となる面積※を記入する。
※施設整備計画(様式1-5)の「うち、補助対象面積等」欄に記載されている面積と同じ面積。
- G. 単価種別
各年度の「就学前教育・保育施設整備交付金の配分基礎額の算定方法等について」(以下「配分基礎額通知」という。)で定める単価種別 において、老朽単価を用いる事業については「○」を記入する。都道府県等において公共工事等に使用されている積算基準を参考として、事業箇所の実情に即して算定した面積(以下「その他面積」という。)及び単価(以下「その他単価」という。)を用いる事業については「△」を、上記以外については「－」を記入する。
- H. 配分基礎額(加算前)
交付要綱別表1－6等に基づき算出した、当該年度の配分基礎額※を記入する。
なお、その他面積及びその他単価を用いる場合には、配分基礎額と実工事費は同額となる。
※配分基礎額通知における特別加算額のうち、「その他こども家庭庁長官が特別に認める場合」の金額を反映しない額。
- I. 実工事費
当該年度の実工事費※を記入する。ただし、当該額が交付金の算定対象となった事業の上限額を超えている場合は、上限額を記入する。また、耐震診断費(耐震化優先度調査、第1次診断を含む。)、耐力度調査費、実施設計費等は含むが、事務費は含まない。なお、交付対象外面積に相当する実工事費は、適切に除外すること。
※施設整備計画(様式1-5)の「うち、対象内実工事費」欄に記載されている金額と同額。
- J. 算定割合
算定割合を記入する。
- K. 加算前算定後配分基礎額
事業ごとに算出した配分基礎額(加算前)に算定割合を乗じた額を記入する。
- L. 算定後配分基礎額
配分基礎額通知における特別加算額のうち「その他こども家庭庁長官が特別に認める場合」の金額を反映した額)を記入する。ただし、当該額が交付金の算定対象となった事業の上限額に算定割合を乗じた額を超えている場合は、上限額に算定割合を乗じた額を記入する。
- M. 算定後実工事費
実工事費に算定割合を乗じた額を記入する。
- N. LとMのいずれか少ない方
算定後配分基礎額と算定後実工事費とを事業ごとに比較して少ない方の額を記入する。
- O. 加算率
算定後配分基礎額を加算前算定後配分基礎額で除した値(小数点第3位以下切り捨て)を記入する。なお、当該値が1未満の場合は「加算なし」と記入する。
- P. 抵当権設定の有無
令和5年6月15日こ成事第331号・こ支虐第69号「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」の別添1「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無について記入する。

別紙 2（交付要綱 6 の（2）イの公立認定こども園以外）
（様式 1－1）

第 年 月 日 号

地方厚生（支）局長 殿

自治体の長

（元号） 年度就学前教育・保育施設整備交付金の事業実績報告について

（元号） 年 月 日第 号で交付決定を受けた（元号） 年度就学前教育・保育施設整備交付金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- | | | | |
|---|--------------------------|-------------|---------|
| 1 | 精 算 額 | 金 | 円 |
| 2 | 整備計画等実績の概要 | 別紙のとおり（別紙 2 | 様式 1－2） |
| 3 | 精算額算出内訳 | 別紙のとおり（別紙 2 | 様式 1－3） |
| 4 | 事業実績報告書 | 別紙のとおり（別紙 2 | 様式 1－4） |
| 5 | 工事契約金額報告書 | 別紙のとおり（別紙 2 | 様式 1－5） |
| 6 | 自治体及び設置主体の歳入歳出決算書（見込書）抄本 | | |

（注）前年度から繰越を行った事業については、「（元号） 年度」の後に「（（元号） 年度からの繰越分）」と明記すること。

別紙 2（交付要綱 6 の（2）イの公立認定こども園以外）
（様式 1－2）

就学前教育・保育施設整備計画・防音壁設置計画・防犯対策強化整備計画実績の概要

市町村名： 県 市

1. 整備計画等実績の概要

（単位：千円）

施 設 名	施設 種別	設 置 主 体	所 在 地	整備 区分	対象経費の 実支出額	交付金 精算額	年次 計画	抵当権 設定の 有無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
合計								

（注）抵当権の設定を証明できる書類（登記簿の写し等）を添付すること。

（注）抵当権設定の有無は、防音壁整備事業及び防犯対策強化整備事業以外の場合に記入すること。

2. 整備計画等と実績との比較及び進捗状況

--

別紙2（交付要綱6の（2）イの公立認定こども園以外）
（様式1～3）

就学前教育・保育施設整備交付金精算額内訳

区分	施設名	総事業費	交付金その他の収入額等	引当額	対象経費の支出予定額	確定額	交付金総額の算定				交付金基本額	交付金所要額	交付金交付決定額	交付金受入済額	差引過不足額	市町村負担額
							交付金総額 （施設整備事業費、施設整備事業費、施設整備事業費）	事業地域等加算 （施設整備事業費、施設整備事業費、施設整備事業費）	交付金総額 （施設整備事業費、施設整備事業費、施設整備事業費）	算定額合計 （施設整備事業費、施設整備事業費、施設整備事業費）						
		A	B	C（＝A－B）	D（＝A）	E	F	G（＝F×H%）	H（交付金総額、施設整備事業費、施設整備事業費、施設整備事業費）	I（＝F＋G＋H）	J	K	L	M（＝K－L）	N	
8の(1)①②に基づく 保育所 施設整備事業 【定額1.3倍当】																
8の(1)③に基づく 保育所 施設整備事業 【定額1.3倍当】																
9の表の①に基づく 保育所 施設整備事業 【定額1.4倍当】																
9の表の②③に基づく 保育所 施設整備事業 【定額1.5（10倍当）】																
9の表の④⑤に基づく 保育所 施設整備事業 【定額1.6倍当】																
8の(1)①②③に基づく 私立認定こども園 施設整備事業 【保育所部分定額1.3倍当 教育部分定額1.2倍当】																
8の(1)④に基づく 私立認定こども園 施設整備事業 【定額1.2倍当】																
9の表の①に基づく 私立認定こども園 施設整備事業 【定額1.4倍当】																
9の表の②③に基づく 私立認定こども園 施設整備事業 【定額1.5（10倍当）】																
9の表の④⑤に基づく 私立認定こども園 施設整備事業 【定額1.6倍当】																
8の(1)④に基づく 私立認定こども園 施設整備事業 【定額1.2倍当】																
9の表の①に基づく 私立認定こども園 施設整備事業 【定額1.4倍当】																
9の表の②③に基づく 私立認定こども園 施設整備事業 【定額1.5（10倍当）】																
9の表の④⑤に基づく 私立認定こども園 施設整備事業 【定額1.6倍当】																
8の(4)①②に基づく 小規模保育事業所 施設整備事業 【定額1.3倍当】																
8の(4)③に基づく 小規模保育事業所 施設整備事業 【定額1.3倍当】																
9の表の①に基づく 小規模保育事業所 施設整備事業 【定額1.4倍当】																
9の表の②③に基づく 小規模保育事業所 施設整備事業 【定額1.5（10倍当）】																
9の表の④⑤に基づく 小規模保育事業所 施設整備事業 【定額1.6倍当】																
8の(5)に基づく 児童発達支援事業 施設整備事業 【定額1.3倍当】																
8の(5)に基づく 児童発達支援事業 施設整備事業 【定額1.3倍当】																
9の表の①に基づく 児童発達支援事業 施設整備事業 【定額1.4倍当】																
9の表の②③に基づく 児童発達支援事業 施設整備事業 【定額1.5（10倍当）】																
9の表の④⑤に基づく 児童発達支援事業 施設整備事業 【定額1.6倍当】																
8の(6)に基づく 障害児保育事業 施設整備事業 【定額1.3倍当】																
8の(7)①に基づく 障害児保育施設 整備事業 【定額1.3倍当】																
8の(7)②に基づく 障害児保育施設 整備事業 【定額1.3倍当】																

(1)工事費発注的増を繰越する限額で作成すること。
(2)A欄、B欄、D欄には、複数年事業の場合であっても事業全体の額を記入すること。
(3)B欄には、①欄の増し減の額を記入し、②から⑤の欄には①×1.1、①×1.5、①×1.10を乗じた額を記入すること。（④欄は以下同様の）
(4)B欄、D欄、E欄及びF欄の小計及び合計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
(5)①欄に記入した、交付金所要額、施設整備事業費、土地取得費加算及び定額制施設整備費のための増し減加算を除いた交付金総額に対して、0.08を乗じて得た額を記入すること。（千円未満切り捨て）
(6)D欄は、B欄の増し減の額を比較して少ない方の額を記入すること。（千円未満切り捨て）
(7)A欄は、D欄の増し減の額を比較して少ない方の額を記入すること。

別紙2（交付要綱6の（2）イの公立認定こども園、交付要綱10の認定こども園（経過措置）以外）

（様式1－4）

入力内容にエラーがあります。印刷範囲外のエラーメッセージを確認し、修正してください

事業実績報告書

※「保育所等」とは、保育所、小規模保育事業所、乳児等通園支援事業を行う事業所又は認定こども園に係る保育所部分を指しております。

交付金		施設種別		都道府県名		部（局）課名	
				市町村名		担当者名	
						電話	
						mail	
(フリガナ) 施設名		(フリガナ) 経営主体名		設置主体			
所在地		(移転前)		(移転後)		(フリガナ) 名称	
本整備の該当箇所		☒ 保育所等		☒ 教育部分		他の国庫補助金の申請の有無	
整備区分		うち保育所部分		施設種別の変更		整備前 ⇒ 整備後	
		うち教育部分				⇒ 0	
定員		現在		名 ⇒ 増減		名 ⇒ 整備後 0 名	
年次計画		2022		2023		2024	
		2025		2026		民老分交付金額 (保育所部分に係る交付額)	
						千円	
既存施設の状況		既存施設の有無		国庫補助の有無		財産処分承認申請の必要の有無	
		建築年度 (経過年数) 2025 年		年度 ※「有」「無」を記入し、「有」の場合は「年度」「金額」を記入		年度 ※「有」「無」を記入し、「有」の場合は「年度」「金額」を記入	
		老朽度		点		財産処分の種類	
		耐震診断		Is/Iw		() () ()	
		現存率		%		() () ()	
対策の状況		アスベストの使用の有無		関係法令・必要手続きの確認状況		アスベスト使用建物における工事着工前の必要手続きの予定	
		☐ 使用されている		☐ 確認済みである		年 月 日	
		☐ 使用されていない		☐ 石綿則 ☐ 大防法 ☐		年 月 日	
		事前調査日 年 月 日				工事の際の職員・園児の安全性確保の方法	

用地の状況	所有	㎡	用地未決定の場合における手続きの状況	危険地区指定の有無
	買収 (令和 年 月)	㎡		
	借地 ()	㎡	用地について (地域住民との調整状況・環境等)	
	(借用の相手)			

施設整備区分	交付基準額						大規模修繕等・防犯 対策強化事業の場合
	保育所等			教育部分			
	(定員等)	(計算式等)	(基準額)	(定員等)	(計算式等)	(基準額)	見積書毎の対象事業費
本体							千円
特殊附属工事費							千円
地域の余裕スペース活用促進加算							千円
設計料加算							
開設準備費加算							
土地借料加算							
定期借地権設定のための一時金加算							
解体撤去工事費							
仮設施設整備工事費							
計 (a)	0			0			千円
総計 (a´)	0						千円
対象経費の実支出額 (b)							千円
総事業費 (c)							千円
寄付金その他の収入額 (d)							千円
(c-d) × 補助率 (e)	0			0			千円
実支出額 (b) × 補助率 (f)	0			0			千円
(e) と (f) を比較して 小さい方 (g)	0			0			千円
総計 (g´)	0						千円
交付金の額 (h) ※ (a´) と (g´) を比較して小さい方	0						千円
当該年度の交付金額	0						千円

入力内容にエラーがあります。印刷範囲外のエラーメッセージを確認し、修正してください

施設種別	0	施設名	0	都道府県・市町村名
------	---	-----	---	-----------

児童年齢別内訳	整備前	年齢	0	1	2	3	4	5	合 計	支給認定区分別	支給認定こども	1号	2号	3号	合 計
		定員							0 <td>整備前の定員内訳</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td>		整備前の定員内訳				0
		現員							0 <td>整備後の定員内訳</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td>		整備後の定員内訳				0
		入所率（現員／定員）									定員に占める1号子どもの割合				
	整備後	定員							0 <td colspan="3">定員に占める2・3号子どもの割合</td> <td></td>		定員に占める2・3号子どもの割合				
		一時預かり事業を行う場合の人数							0 <td colspan="5" rowspan="3">(按分率の算出方法)</td>		(按分率の算出方法)				
		病児・病後児保育事業（病児型・病後児型）を行う場合の人数							0						
							を行う場合の人数	0							

区分	適合状況	延 面 積	最 低 基 準 面 積 等
乳 児 室		m ²	1.65m ² ×2歳未満児のうち ほふくをしないものの数 () 人 = 0 m ²
ほ ふ く 室		m ²	3.3m ² ×2歳未満児のうち ほふくをするものの数 () 人 = 0 m ²
小 計		0.00 m ²	
保 育 室		m ²	
遊 戯 室		m ²	
小 計		0.00 m ²	1.98m ² ×2歳以上児定員数 (0 人) = 0 m ²
調 理 室		m ²	
便 所		m ²	最低基準に係る補足等
医 務 室		m ²	
そ の 他		m ²	
一時預かり保育室		m ²	
病児・病後児保育室 (病児型・病後児型)		m ²	
地域子育て支援相談室		m ²	
屋外遊戯場		m ²	屋 外 遊 戯 場 () 人 = 0 m ²
その他		m ²	3.3m ² ×2歳以上児定員数 (0 人) = 0 m ²
合 計		0.00 m ²	保育に必要な用具 () 人 = 0 m ²

施設整備に係る事業内容	建物の面積	建築面積	m ²	施工期間	
		延べ面積	m ²	○解体撤去工事	
	○解体撤去工事			着工年月日	
	建物の面積		m ²	完成年月日	
	建物の構造		造	○仮設施設工事	
	建築年月日			着工年月日	
	補助金の区分	年度		完成年月日	
	処分（取り壊し）年月日				
	○仮設施設工事				
	建物の面積		m ²		
	建物の構造		造		

資金内訳	区分	交付金	市町村負担額	設置者負担							総事業費
				一般財源	地 方 債	医療機構等借入	寄 付 金	地方単独補助	()	計	
				千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
訳	施設	0								0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村の予算措置状況						設置主体の予算措置状況					

<提出資料>

- ・請負の場合は、工事請負契約書の写し
直営の場合は、支払領収書の写し
賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写し（仮設施設整備のみ）
- ・工事完了を確認するに足る検査済証の写し
（建築基準法第7条第5項又は第18条第18項の規定による検査済証）
- ・各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- ・建物平面図（建築面積を明記したもの）及び立面図
- ・建物内外主要部分の写真
- ・工事契約金額報告書（別紙2様式1－5）
- ・その他必要な書類

別紙 2（交付要綱 6 の（2）イの公立認定こども園、交付要綱 10 の認定こども園（経過措置）以外）
（様式 1－5）

番 号
年 月 日

各 自治体の長 殿

〇〇法人〇〇会
理事長 〇〇 〇〇

施工業者
株式会社△△建設
代表取締役 △△ △△

工 事 契 約 金 額 報 告 書

発注者（委託者）〇〇法人〇〇会と請負者（受託者）株式会社△△建設は、◇
◇◇保育所建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結
し施工するとともに、交付金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契約年月日				金額	
当初〇〇工事請負契約	(元号)	年	月	日	金	円
〇〇変更（追加）契約	(元号)	年	月	日	金	円
	(元号)	年	月	日	金	円
設計監理委託契約	(元号)	年	月	日	金	円
	(元号)	年	月	日	金	円

別紙2（交付要綱6の（2）イの公立認定こども園）
（様式1－6）

第 号
年 月 日

地方厚生（支）局長 殿

自治体の長

（元号） 年度就学前教育・保育施設整備交付金の事業実績報告について

（元号） 年 月 日第 号で交付決定を受けた（元号） 年度就学前教育・保育施設整備交付金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 精 算 額 金 円
- 2 施設整備計画の写し
- 3 確定額算出内訳（別紙2 様式1－7）
- 4 最終の交付決定通知書の写し
- 5 対象経費算出表（別紙2 様式1－8）及びその根拠資料
- 6 契約書（請書）の写し（変更契約書含む）
- 7 竣工（完成）検査調書の写し
- 8 支出命令書の写し
- 9 資格面積チェックシート【新增改築事業のみ添付】
- 10 耐震性能判定表又は耐力度調査票【補強事業、改築事業のみ添付】
- 11 自治体の歳入歳出決算書（見込書）抄本
- 12 抵当権の設定を証明できる書類（登記簿の写し等）
- 13 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- 14 完成後の配置図又は平面図
- 15 建物内外主要部分の写真
- 16 その他必要な書類

（注）前年度から繰越を行った事業については、「（元号） 年度」の後に「（（元号） 年度からの繰越分）」と明記すること。

確定額の算出

算定対象事業	施設名	事業名	建物区分	構造区分	配分基礎面積	単価種別	配分基礎額 (加算前) (千円)	実工事費 (千円)	算定割合	加算前 算定後 配分基礎額 (千円)	算定後 配分基礎額 (千円)	算定後 実工事費 (千円)	LとMのいずれか少ない方 (千円)	加算率	抵当権の設定の有無
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K=H×J	L	M=I×J	N	O=L/K	
													0	#DIV/0!	
													0	#DIV/0!	
													0	#DIV/0!	
													0	#DIV/0!	
													0	#DIV/0!	
													0	#DIV/0!	
													0	#DIV/0!	
													0	#DIV/0!	
													0	#DIV/0!	
	合計									0	0	0	0		

算定対象事業	施設名	事業名	建物区分	構造区分	配分基礎面積	単価種別	配分基礎額 (加算前) (千円)	実工事費 (千円)	算定割合	加算前 算定後 配分基礎額 (千円)	算定後 配分基礎額 (千円)	算定後 実工事費 (千円)	LとMのいずれか少ない方 (千円)	加算率	不用額
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K=H×J	L	M=I×J	N	O	P
													0		0
													0		0
													0		0
													0		0
													0		0
													0		0
													0		0
													0		0
													0		0
													0		0
	合計									0	0	0	0		

算定対象事業	施設名	事業名	建物区分	構造区分	配分基礎面積	単価種別	配分基礎額 (加算前) (千円)	実工事費 (千円)	算定割合	加算前 算定後 配分基礎額 (千円)	算定後 配分基礎額 (千円)	算定後 実工事費 (千円)	LとMのいずれか少ない方 (千円)	加算率	流用可能額
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K=H×J	L	M=I×J	N	O	Q
													0		0
													0		0
													0		0
													0		0
													0		0
													0		0
													0		0
													0		0
													0		0
	合計									0	0	0	0		0

改修比率の再算定	○
その他単価の再算定	○
空調単価の再算定	○

充当額の内訳

算定 対象 事業	施設名	事業名	建 物 区 分	構 造 区 分	充当額 (千円)	完了年月日
A	B	C	D	E	R	S
	合計				0	=確定額

不用額の理由	

確定額及び不用額

交付決定額(千円)	確定額(千円)	概算払済額	精算額	不用額(千円)
0	0			0

様式1-7 記入要領

<設置者名等>

(1) 番号、都道府県名、設置者名

都道府県番号、都道府県名、設置者名を記入する。

(2) 国の予算の予算年度・予算区分

交付決定を受けた国の予算の予算年度及び予算区分(当初予算や補正予算等)を記入する。

(3) 国の会計区分

交付決定を受けた会計の区分(一般会計など)を記入する。

<確定額の算出>

(1) 交付決定時

以下のAからOについて、交付決定時の内容を記入する。

A. 算定対象事業

就学前教育・保育施設整備交付金(以下「交付金」という。)の算定対象となった事業に「○」を記入する。

(全ての事業に「○」が記入されることとなる。)

B. 施設名～E. 構造区分

施設名、事業名、建物区分、構造区分を記入する。

F. 配分基礎面積

当該年度の配分基礎額を算定する際の基礎となる面積※を記入する。

※施設整備計画の「うち、補助対象面積等」欄に記載されている面積と同じ面積。

G. 単価種別

各年度の「就学前教育・保育施設整備交付金の配分基礎額の算定方法等について」(以下「配分基礎額通知」という。)で定める単価種別において、老朽単価を用いる事業については「○」を記入する。都道府県等において公共工事等に使用されている積算基準を参考として、事業箇所の実情に即して算定した面積(以下「その他面積」という。)及び単価(以下「その他単価」という。)を用いる事業については「△」を、上記以外については「－」を記入する。

H. 配分基礎額(加算前)

交付要綱別表1-6等に基づき算出した、当該年度の配分基礎額※を記入する。

なお、その他面積及びその他単価を用いる場合には、配分基礎額と実工事費は同額となる。

※配分基礎額通知における特別加算額のうち、「その他こども家庭庁長官が特別に認める場合」の金額を反映しない額。

I. 実工事費

当該年度の実工事費※を記入する。ただし、当該額が交付金の算定対象となった事業の上限額を超えている場合は、上限額を記入する。また、当該額は耐震診断費(耐震化優先度調査、第1次診断を含む。)、耐力度調査費、実施設計費等は含むが、事務費は含まない。

なお、交付対象外面積に相当する実工事費は、適切に除外すること。

※施設整備計画の「うち、対象内実工事費」欄に記載されている金額と同額。

J. 算定割合

算定割合を記入する。

K. 加算前算定後配分基礎額

事業ごとに算出した配分基礎額(加算前)に算定割合を乗じた額を記入する。

L. 算定後配分基礎額

配分基礎額通知における特別加算額のうち「その他こども家庭庁長官が特別に認める場合」の金額を反映した額を記入する。ただし、当該額が交付金の算定対象となった事業の上限額に算定割合を乗じた額を超えている場合は、上限額に算定割合を乗じた額を記入する。

M. 算定後実工事費

実工事費に算定割合を乗じた額を記入する。

N. LとMのいずれか少ない方

算定後配分基礎額と算定後実工事費とを事業ごとに比較して少ない方の額を記入する。

O. 加算率

算定後配分基礎額を加算前算定後配分基礎額で除した値(小数点第3位以下切り捨て)を記入する。なお、当該値が1未満の場合は「加算なし」と記入する。

(2) 本来の交付決定時

やむを得ない理由等により交付決定の内容の変更手続きを行うことができず、交付決定時から工事実施面積を減じたこと等による配分基礎面積の減がある場合、構造区分を変更した場合又は交付決定の条件で定められた期間内に交付対象となる経費が生じない場合等は、以下のAからPについて、変更後の内容を記入する。変更後の内容で再算定した結果、再算定額が交付決定額を下回る場合は、その差額を不用額として整理する。

なお、これらの変更がない場合は(1)交付決定時の内容を転記する。

A. 算定対象事業

交付金の算定対象となった事業に「○」を記入する。交付決定の条件で定められた期間内に交付対象となる経費が生じない事業は「×」を記入する。

B. 施設名～E. 構造区分

施設名、事業名、建物区分、構造区分を記入する。

F. 配分基礎面積

交付決定時から配分基礎面積の減がある場合は減じた配分基礎面積を記入する。交付決定時から配分基礎面積の変更がない場合は(1)交付決定時の配分基礎面積を転記する。なお、当該面積は竣工図や設計図等を確認し、例えば、余裕教室を転用し、教育以外の用途で専用使用することとして財産処分手続きを行った部分など交付対象外となる面積を計上することのないよう留意する。

G. 単価種別

(1)交付決定時と同様、事業の内容に応じて「○」「△」「－」を記入する。

H. 配分基礎額(加算前)

交付決定時から配分基礎面積の減がある場合や構造区分を変更した場合は減じた配分基礎面積又は変更した構造区分に基づき再算定した額を記入する。

空調単価を用いる事業のうち、「受電設備あり」もしくは「GHP」の単価で交付決定を受け、実際には「EHP」で整備を行ったものがある場合は、「EHP」単価で配分基礎額を再算定する。

なお、「EHP」の単価で交付決定を受け、実際には「受電設備あり」又は「GHP」で整備を行ったものがある場合には、(1)交付決定時の配分基礎額を上限として正しい単価での再算定を可能とする。

I. 実工事費

交付決定時から配分基礎面積の減がある場合は減じた配分基礎面積に応じた実工事費を記入する。

J. 算定割合

算定割合を記入する。

K. 加算前算定後配分基礎額

事業ごとに算出した配分基礎額(加算前)に算定割合を乗じた額を記入する。

L. 算定後配分基礎額

加算前算定後配分基礎額に(1)交付決定時の加算率※を乗じた額(千円未満は切り捨て)を記入する。ただし、(1)交付決定時の加算率が1以下の場合は加算前算定後配分基礎額の金額を転記する。なお、加算率を乗じた後の金額(加算率が1以下の場合は加算前算定後配分基礎額)が交付金の算定対象となった事業の上限額に算定割合を乗じた額を超えている場合は、上限額に算定割合を乗じた額を記入する。

なお、(1)交付決定時から配分基礎額(加算前)に変更がない場合は(1)交付決定時の算定後配分基礎額を記入する。

※ここで乗じる加算率は(1)交付決定時の算定後配分基礎額を加算前算定後配分基礎額で除した数値(小数点第3位以下も含めた数値)とする。

M. 算定後実工事費

実工事費に算定割合を乗じた額を記入する。

N. LとMのいずれか少ない方

算定後配分基礎額と算定後実工事費とを事業ごとに比較して少ない方の額を記入する。

O. 加算率

(1)交付決定時の加算率(小数点第3位以下切り捨て)を記入する。

P. 不用額

(1)交付決定時と(2)本来の交付決定時の「LとMのいずれか少ない方」の金額を比較し、配分基礎面積の減、構造区分の変更等により生じた差額を記入する。

(3)額の確定時

以下のAからO及びQについて、契約後の内容を記入する。

A. 算定対象事業

交付金の算定対象となった事業に「○」を記入する。交付決定の条件で定められた期間内に交付対象となる経費が生じなかった事業は「×」を記入する。

B. 施設名～G. 単価種別、J. 算定割合

(2)本来の交付決定時の内容を転記する。

H. 配分基礎額(加算前)

老朽単価を用いる事業について、改修比率が変動した場合は、変動後の改修比率に基づき再算定した額を記入する。その他単価を用いる事業は、(3)額の確定時の実工事費と同額となる。

I. 実工事費

施設整備計画提出時には予見しえない原因による工事費の増減(設計変更や対象外経費の算出誤りなど)を踏まえ、入札減等を反映させた実際の契約額に基づく額を記入する。ただし、当該額が交付金の算定対象となった事業の上限額を超えている場合は、上限額を記入する。なお、上限額を超えている事業以外は別紙2様式1-8(対象経費算出表)の「事業に要した経費」(D)と一致する。

K. 加算前算定後配分基礎額

事業ごとに算出した配分基礎額(加算前)に算定割合を乗じた額を記入する。

L. 算定後配分基礎額

加算前算定後配分基礎額に(1)交付決定時の加算率※を乗じた額(千円未満は切り捨て)を記入する。ただし、(1)交付決定時の加算率が1以下の場合は加算前算定後配分基礎額の金額を転記する。なお、加算率を乗じた後の金額(加算率が1以下の場合は加算前算定後配分基礎額)が交付金の算定対象となった事業の上限額に算定割合を乗じた額を超えている場合は、上限額に算定割合を乗じた額を記入する。

※ここで乗じる加算率は(1)交付決定時の算定後配分基礎額を加算前算定後配分基礎額で除した数値(小数点第3位以下も含めた数値)とする。

M. 算定後実工事費

実工事費に算定割合を乗じた額を記入する。

N. LとMのいずれか少ない方

算定後配分基礎額と算定後実工事費とを事業ごとに比較して少ない方の額を記入する。

O. 加算率

(1)交付決定時の加算率(小数点第3位以下切り捨て)を記入する。

Q. 流用可能額

(2)本来の交付決定時と(3)額の確定時の「LとMのいずれか少ない方」の金額を比較し、入札減又は改修比率の減等により生じた差額を記入する。

「改修比率の再算定」欄

老朽単価を用いる事業がある場合は、当該事業について、額の確定時に改修比率を再算定したことをもって「○」を記入する。なお、改修比率に変動がない場合や老朽単価を用いる事業がない場合は記入不要とする。

「その他単価の再算定」欄

その他面積とその他単価を用いる事業がある場合は、当該事業について、額の確定時に配分基礎額及び実工事費を再算定したことをもって「○」を記入する。なお、配分基礎額及び実工事費を再算定していない場合や、その他面積とその他単価を用いる事業がない場合は記入不要とする。

「空調単価の再算定」欄

空調単価を用いる事業について、交付決定時から使用する単価を変更している場合には「○」を記入する。

< 充当額の内訳 >

A. 算定対象事業

交付金の算定対象となった事業に「○」を記入する。交付決定の条件で定められた期間内に交付対象となる経費が生じなかった事業は「×」を記入する。また、交付金の算定対象となっていない事業は空欄とする。

B. 施設名～E. 構造区分

(3)額の確定時の施設名等を記入する。

R. 充当額

事業ごとの充当額を記入する。各事業における充当額は(3)額の確定時の算定後実工事費に事務費を加えた金額を上限とする。

S. 完了年月日

事業ごとの完了年月日を記入する。なお、完了年月日とは、事業の完了を確認した日付(完成検査調書の調査実施年月日など)とする。

< 確定額及び不用額 >

(1) 交付決定額

最終の交付決定通知書の交付決定額を記入する。

(2) 確定額

充当額の合計金額を記入する。

(3) 概算払済額、精算額

確定額のうち、概算払済額、精算額をそれぞれ記入する。

(4) 不用額

交付決定額と確定額の差額を記入する。

別紙2(交付要綱6の(2)イの公立認定こども園)

(様式1-8)

対象経費算出表

施設整備計画に計上した施設名								
施設整備計画に計上した事業名								
(単位：円)								
契約前の対象内外工事費	工事名 区 分							計
	工事費積算額 (税抜き) ①							
	(②+⑤)							
	直接工事費 ②							
	対象外経費 ③							
	対象内経費 ④							
	共通費 ⑤							
	仮設費 ⑥							
	諸経費 ⑦							
	対象内共通費 ⑧							
(⑤×(④/②))								
対象内経費 ⑨								
(④+⑧)								
契約後の対象内外工事費	契約年月日							
	契約金額 ⑩							
	(税抜)							
	(税込)							
	対象内経費率 ⑪							
(⑨/①)								
対象内経費 ⑫								A
(⑩下段×⑪)								
対象外経費 ⑬								
(⑩下段-⑫)								
耐震診断経費・耐力度調査	経費名 区 分							計
	経費の支出年度							
	契約金額 ⑭							
	(税込み)							
	⑭の内訳							
対象外経費								
対象内経費								B
工事監理委託費・設計費等	経費名 区 分							計
	経費の支出年度							
	契約金額 ⑮							
	(税込み)							
	⑮の内訳							
対象外経費								
対象内経費								C
事業に要した経費		D						
(A+B+C)								

注) 本表における「税込み」及び「税込み額」は、算出の元となる各金額に課税される「消費税及び地方消費税を含めた額」を指す。

就学前教育・保育施設整備交付金調書

(元号) 年度 こども家庭庁所管

(市町村名) ○○県 ○○市

国		地 方 公 共 団 体										備考
歳 出 予 算 科 目	交 付 決 定 の 額 円	歳 入			歳 出							
		科 目	予 算 現 額 円	収 入 済 額 円	科 目	予 算 現 額 円	うち交付金 相 当 額 円	支 出 済 額 円	うち交付金 相 当 額 円	翌 年 度 繰 越 額 円	うち交付金 相 当 額 円	
(項)												
(目)												

(作成要領)

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付決定の額を記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予算費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

(元号) 年度就学前教育・保育施設整備交付金による施設の工事着工報告書

(市町村名) ○○県 ○○市

施 設 の 種 類				施 設 の 名 称						設 置 団 体			
建物の構造及び面積		構 造	造	工 事 費 合 計		円				直 営 ・ 請 負 の 別			
		建築面積	m ²							契 約 年 月 日			
		延 面 積	m ²							着 工 年 月 日			
		完 成 予 定 年 月 日											
		年 月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
出 来 高	金 額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%

(注) 前年度から繰越を行った事業については、「(元号) 年度」の後に「((元号) 年度からの繰越分)」と明記すること。

(元号) 年度就学前教育・保育施設整備交付金による施設の工事進捗状況報告

施設種別

(市町村名) ○○県 ○○市

施設名	設置主体	創設、増築 等の別	交付金額 A 円	12月末日の 出来高 B %	3月末日まで の出来高見込 C %	繰越見込高 D (100-C) %	繰越見込額 E (A×D) 円	備考
合計								

(注) 前年度から繰越を行った事業については、「(元号) 年度」の後に「((元号) 年度からの繰越分)」と明記すること。

別紙 6－1（交付要綱 6 の（2）イの公立認定こども園以外）

第 号
年 月 日

地方厚生（支）局長 殿

自治体の長

（元号） 年度就学前教育・保育施設整備交付金の年度終了実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 14 条後段の規定により別紙 6－2 のとおり報告する。

（注）前年度から繰越を行った事業については、「（元号） 年度」の後に「（（元号） 年度からの繰越分）」と明記すること。

別紙6-2（交付要綱6の（2）イの公立認定こども園以外）

[illegible]

別紙 6－3（交付要綱 6 の（2）イの公立認定こども園）

第 号
年 月 日

地方厚生（支）局長 殿

自治体の長

（元号） 年度就学前教育・保育施設整備交付金の年度終了実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 14 条後段の規定により別紙 6－4 のとおり報告する。

（注）前年度から繰越を行った事業については、「（元号） 年度」の後に「（（元号） 年度からの繰越分）」と明記すること。

別紙6－4(交付要綱6の(2)イの公立認定こども園)

番号	都道府県名	設置者名	国の予算の予算年度・予算区分	国の会計区分	事務費（千円）	交付決定額（千円）

算定 対象 事業	施設名	事業名	構造 区分	完了・未完了	契約後工事費 （千円）	概算工事費 （千円）	年度充当額 （千円）	繰越額 （千円）	完了（予定）年月日
	合計				0	0	0	0	

交付決定額（千円）	年度充当額＋ 繰越額（千円）		合計（千円）
	不用額（千円）		
A	B	C	D=B+C
0	0		0

別紙 6 - 4 記入要領

(1) 番号、都道府県名、設置者名

都道府県番号、都道府県名、設置者名を記入する。

(2) 国の予算の予算年度・予算区分

交付決定を受けた国の予算の予算年度及び予算区分（当初予算や補正予算等）を記入する。

(3) 国の会計区分

交付決定を受けた会計の区分（一般会計など）を記入する

(4) 算定対象事業

交付金の算定対象となった事業に「○」を記入する。交付決定の条件で定められた期間内に交付対象となる経費が生じない事業は「×」を記入する。また、交付金の算定対象となっていない事業は空欄とする。

(5) 施設名～構造区分

施設名、事業名、建物区分、構造区分を記入する。

(6) 完了・未完了

施設整備計画に計上した事業で、交付金を充当した事業のうち、充当額が確定した（繰越を行わない）事業は「完了」と記入する。繰越を行う事業は「未完了（繰越事業）」と記入する。

(7) 契約後工事費

契約後工事費※を記入する。変更契約が行われた場合は変更後の額※を記入する。

※別紙 2 様式 1 - 8（対象経費算出表）の「事業に要した経費」（D）と同額。

(8) 概算工事費

施設整備計画の「事業全体の概算工事費」欄に記載されている金額と一致する。

(9) 年度充当額

事務費から工事費への流用額も含めた充当額を記入する。

(10) 繰越額

繰越額を記入する。

(11) 完了（予定）年月日

事業の完了を確認した日付（完成検査調書の調査実施年月日など）又は完了予定日の日付を記入する。

第 号
年 月 日

地方厚生（支）局長 殿

自治体の長

（元号） 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

（元号） 年 月 日第 号で交付決定を受けた（元号） 年度就学前教育・保育施設整備交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告する。

1 整備計画等内における施設の種別及び名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
第15条の規定による確定額又は事業実績報告書による精算額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除
税額（要交付金等返還相当額）

金 円

4 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

（注） 前年度から繰越を行った事業については、「（元号） 年度」の後に「（（元号） 年度からの繰越分）」と明記すること。